

# 第5章 居住誘導区域の設定

## 第1節 居住誘導区域の基本的な考え方

居住誘導区域は、人口の維持を図りながら居住地の人口密度を高め、市街地、居住地としての機能を維持、向上させつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うことを目的とした地域です。

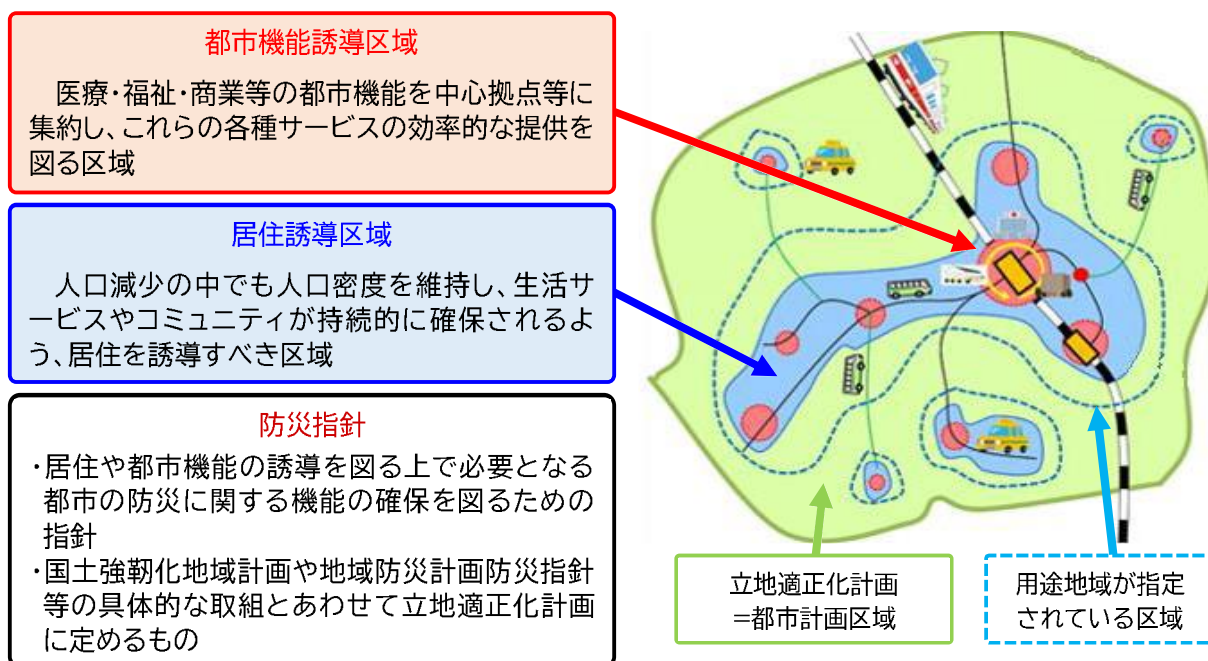
本計画における居住誘導区域の対象地区は、用途地域が指定されている中心市街地とし、人口密度の動向や都市機能の立地状況、河川の氾濫などの災害想定区域等を勘案して区域を定めます。

また、居住誘導区域を定めない地域拠点周辺については、町民の日常生活に必要な機能の維持を目指し、居住と都市機能の適正な誘導を図ります。

**【居住誘導区域の設定の基本的な考え方】**

- ・用途地域（用途地域のうち工業地域及び工業専用地域を除く）が指定されている区域
- ・将来的に用途地域と同様の土地利用が見込まれる区域
- ・都市機能や居住地が集積している地域
- ・周辺地域からの公共交通によるアクセスが容易であり、都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・土砂災害や浸水被害等の深刻な被害が発生するおそれのある箇所は、危険度の予測等をもとに指定された区域の現状を踏まえて区域を検討

図 立地適正化計画制度における居住誘導区域のイメージ図



## 第2節 一戸町における居住誘導区域設定の基本的な考え方

一戸町では、今後、人口減少や高齢化の進展が予測されており、適正な市街地の形成を図る必要があります。そこで、一戸町の居住誘導区域の設定にあたっては、前述の「基本的な考え方」や、人口密度、生活利便性、土地利用現況、災害ハザードの状況等の現状を反映し、居住誘導区域を検討していきます。また、居住誘導区域内において、今後の開発等により、特に居住に寄与するエリアに対して重点居住エリアを設定します。

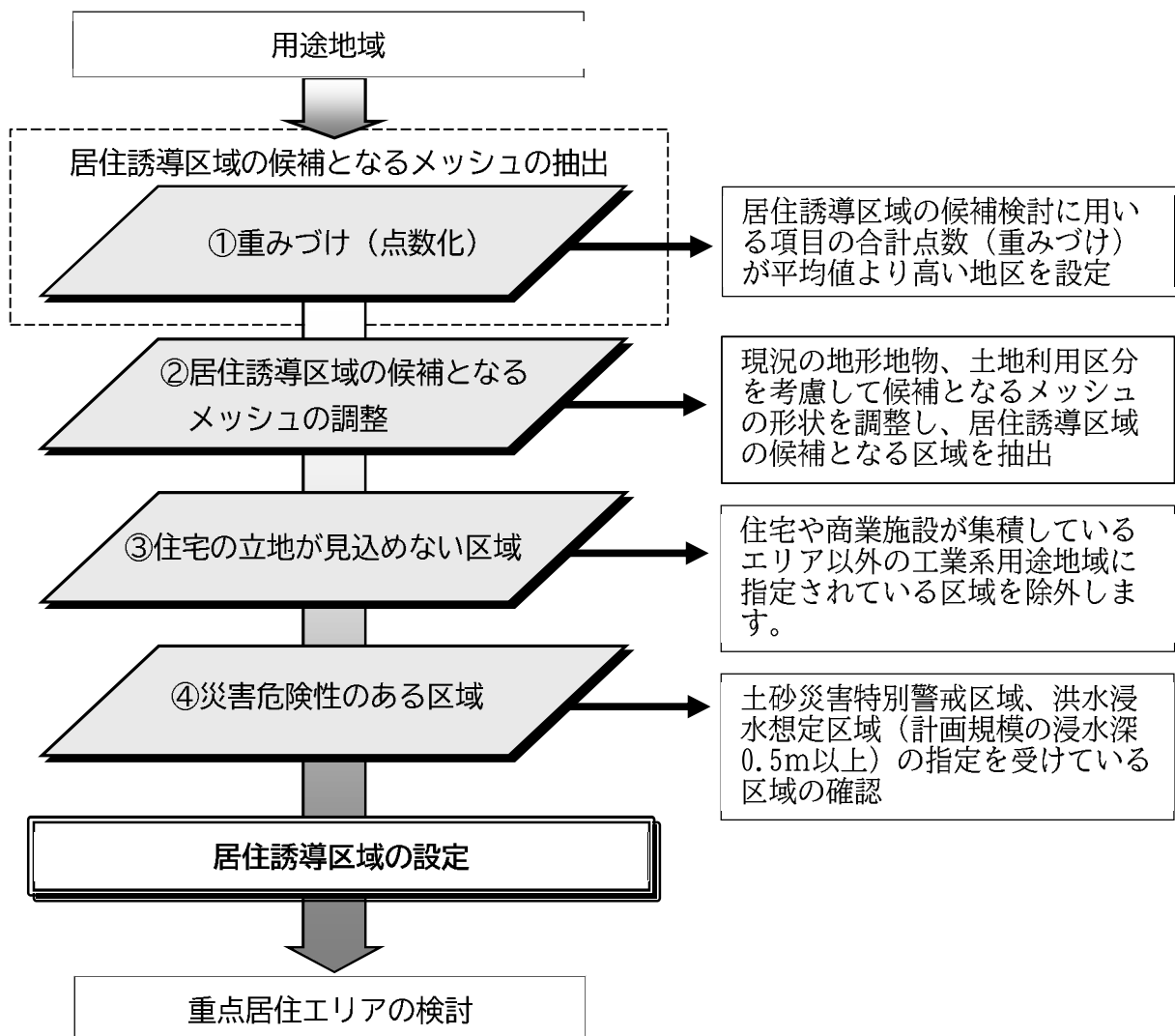
### 第3節 居住誘導区域設定の流れ

居住誘導区域は基本的に用途地域内において定められるものであることから、一戸町における居住誘導区域については、用途地域内 100mメッシュに対する重みづけ（点数化）と居住誘導区域を設定する条件を考慮し、以下の流れで設定します。

#### 【居住誘導区域設定の流れ】

- ①用途地域内 100mメッシュに対して重みづけ（点数化）することにより居住誘導区域の候補となるメッシュを抽出
- ②区域境界のフリンジに位置するメッシュの土地利用状況を確認し、道路や水路、指定区域の境界など現況の地形地物、土地利用区分を考慮して、居住誘導区域の候補となるメッシュを現況の地形地物の形状へ合わせるように調整
- ③住宅の立地が見込めない区域を除外
- ④災害危険性のある区域を除外

図 居住誘導区域設定の流れ



【居住誘導区域に設定する条件（用途地域内）】

(1) 重みづけ（点数化）による結果が平均値より点数の高い地域

居住誘導区域の候補検討に用いる項目の合計点数が高いエリアを設定します。

(2) 住宅の立地が見込めない地域を除外

住宅や商業施設が集積しているエリア以外の工業系用途地域に指定されている区域を除外します。

(3) 災害危険性のある地域を除外

土砂災害特別警戒区域として指定されているエリアを除外します。

将来的な土地利用を鑑み、今後、居住を誘導していく必要があると考えられるエリアを誘導区域に設定します。

表 居住誘導区域の候補検討に用いる項目

項目		重みづけ（点数化）	考え方
人口	①人口密度 100mメッシュ (令和2年(2020年))	・10人/ha未満：1点 ・10～20人/ha未満：2点 ・21～30人/ha未満：3点 ・31～40人/ha未満：4点 ・40人/ha以上：5点	・人口密度維持の視点から、現行の人口密度の高い順に点数を付与する。
公共交通	②公共交通便利地域	・駅から800m あるいは バス停から300m圏域：1点	・コンパクトシティ・プラス・ネットワークの視点から、公共交通の利便性が高い地域に点数を付与する。
都市機能増進施設	③行政施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	④介護福祉施設等	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑤子育て支援施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑥商業施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑦医療施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑧金融施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑨教育・文化施設	・施設から500m圏域：1点	・施設の利便性の高い地域に点数を付与する。

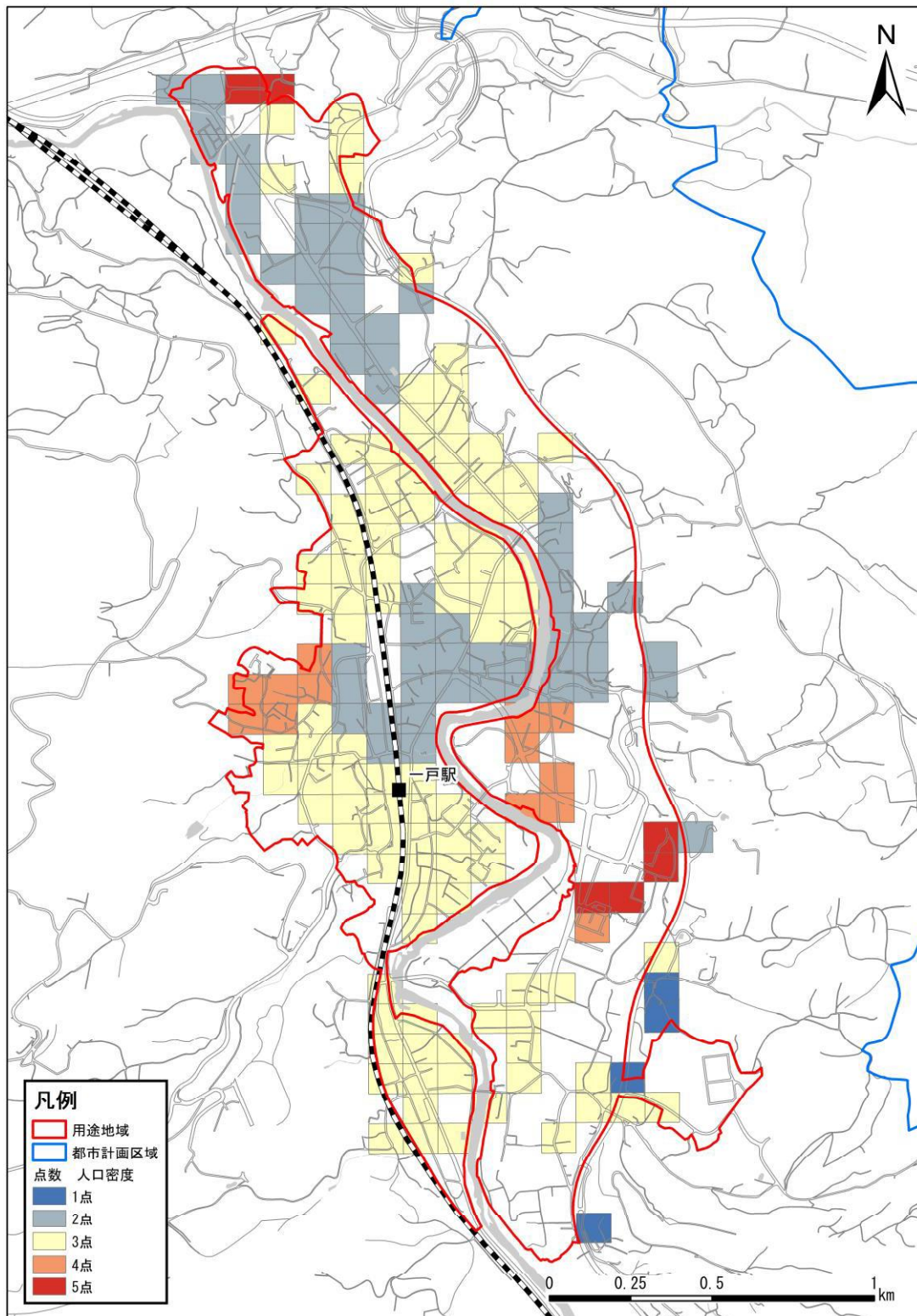
※都市構造の評価に関するハンドブックに基づき、駅の誘致距離は半径800m、バス停の誘致距離は半径300m、施設の誘致距離は高齢者徒歩圏の半径500mを採用します。

## 第4節 検討項目ごとの重みづけ（点数化）の結果

### 1. 人口密度

現行人口密度が高い順に点数を付与した結果は以下のとおりです。

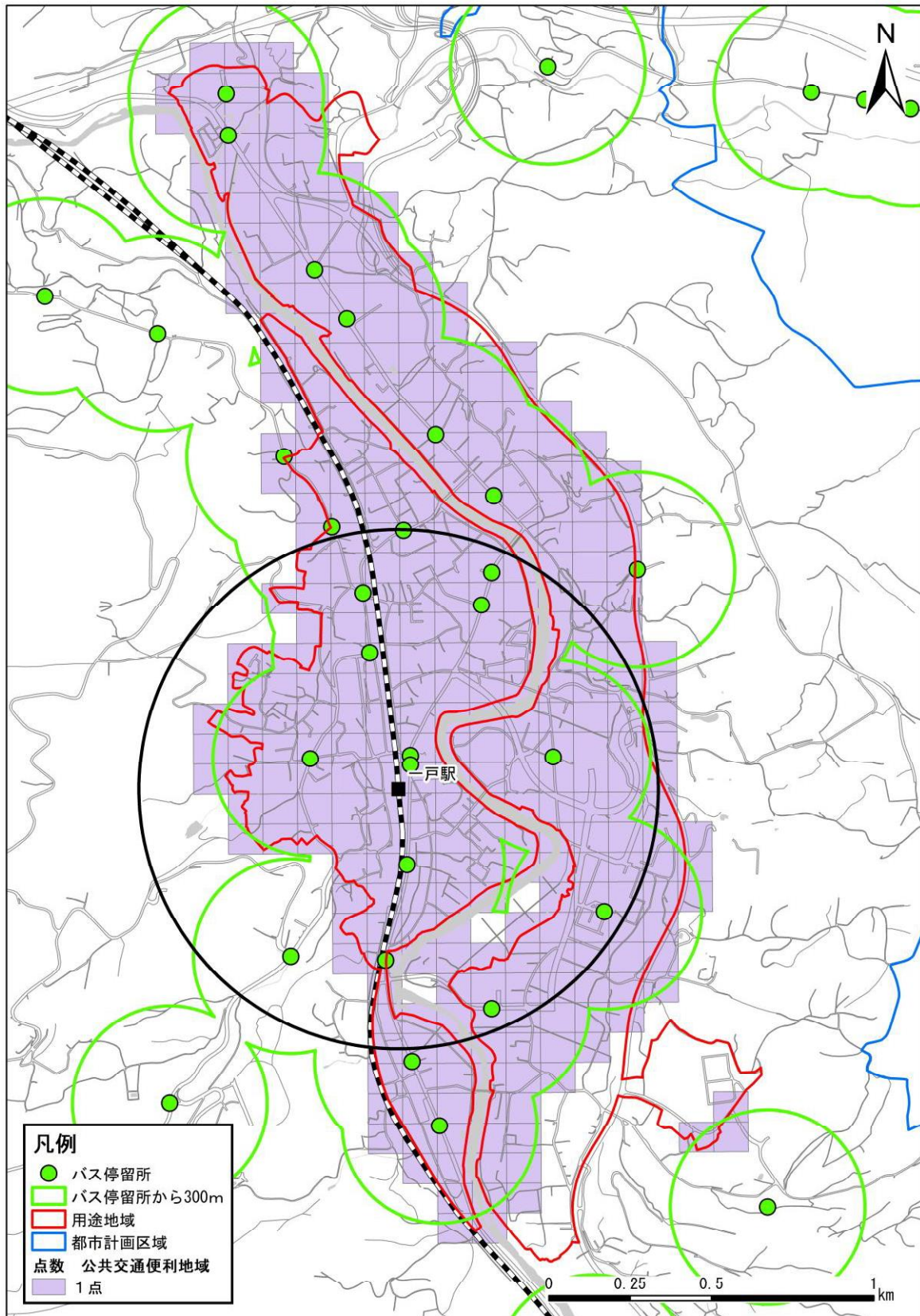
図 人口密度の点数化結果



## 2. 公共交通便利地域

公共交通の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

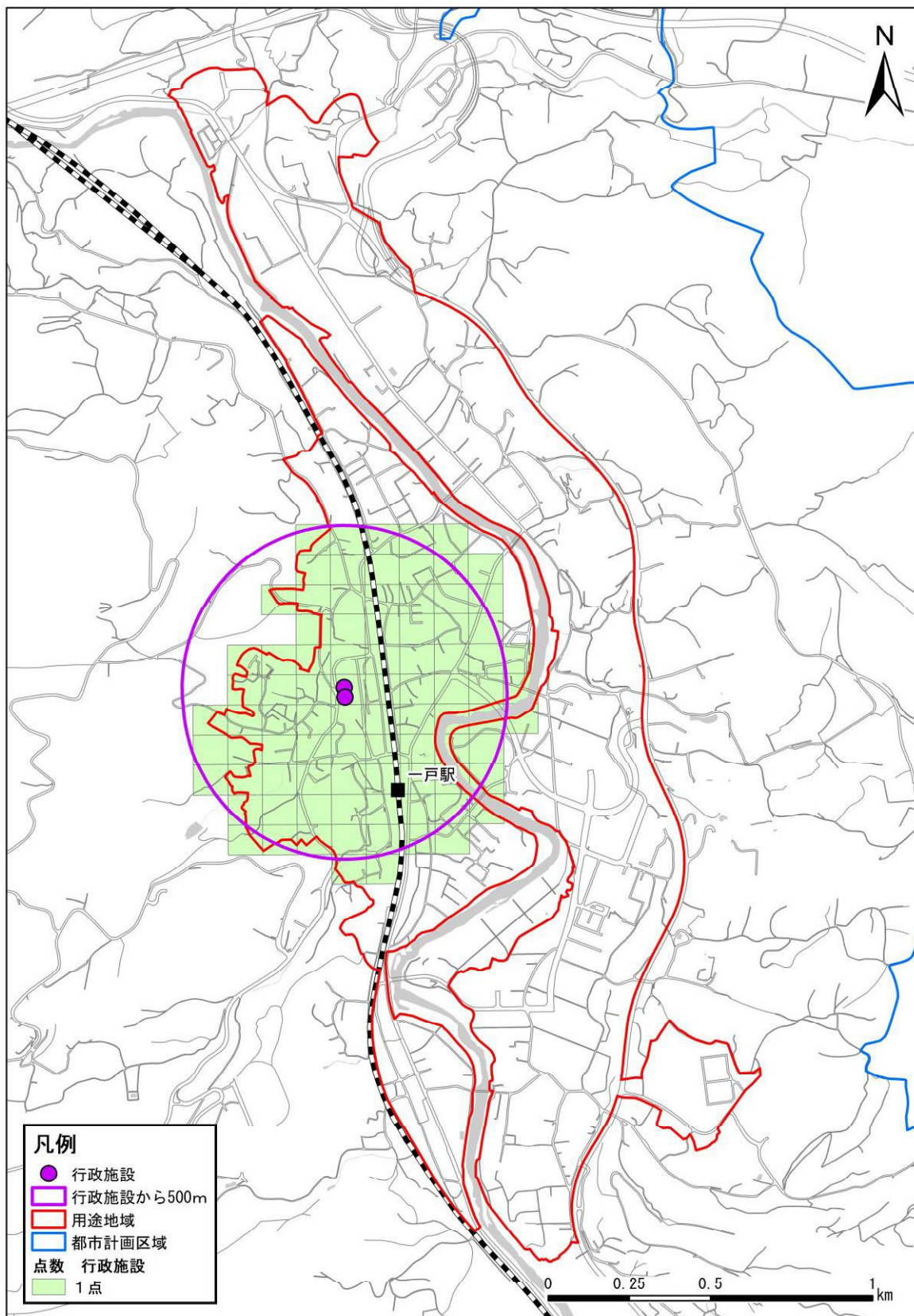
図 公共交通便利地域の点数化結果



### 3. 行政施設

行政施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

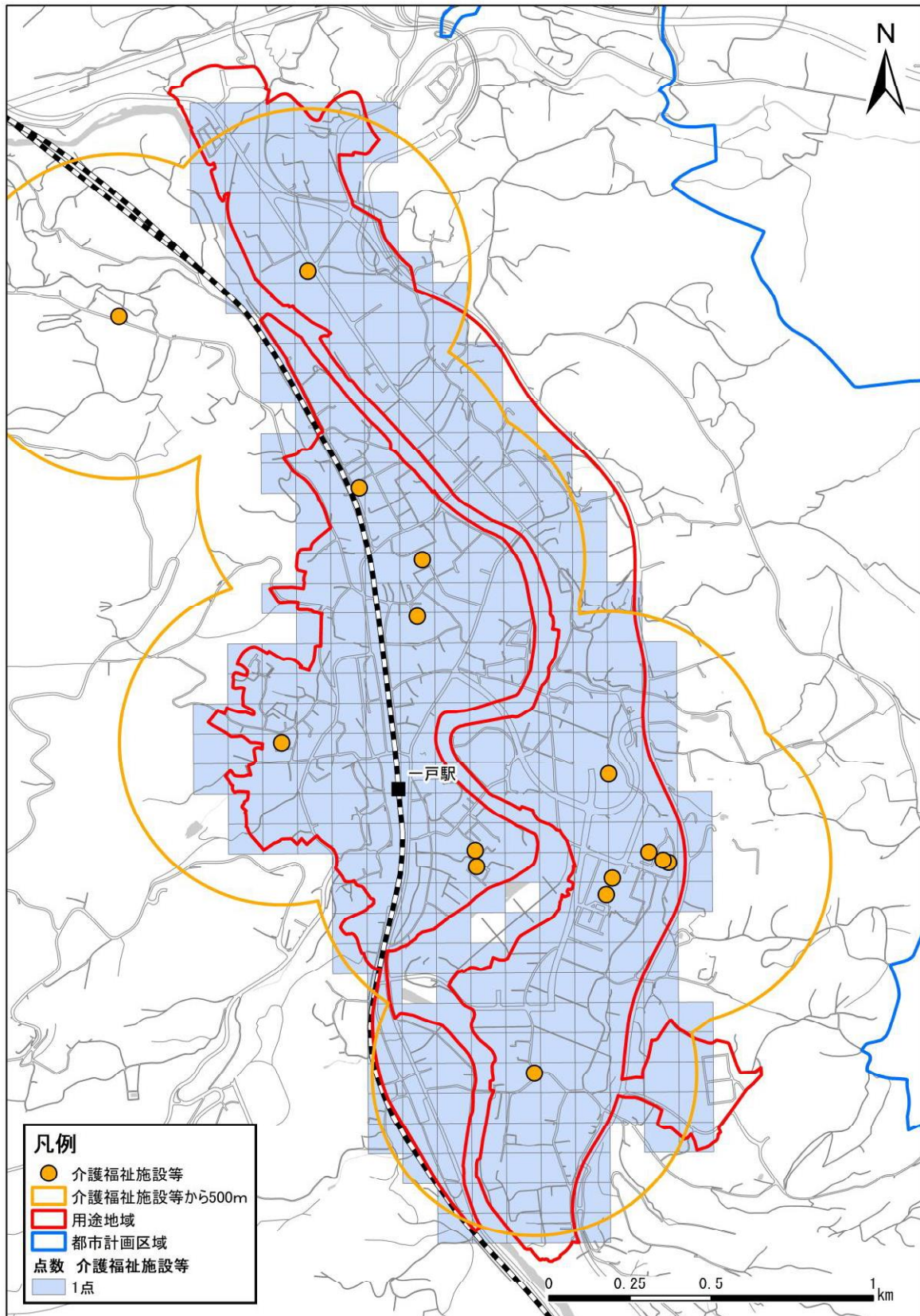
図 行政施設の点数化結果



## 4. 介護福祉施設等

介護福祉施設等の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

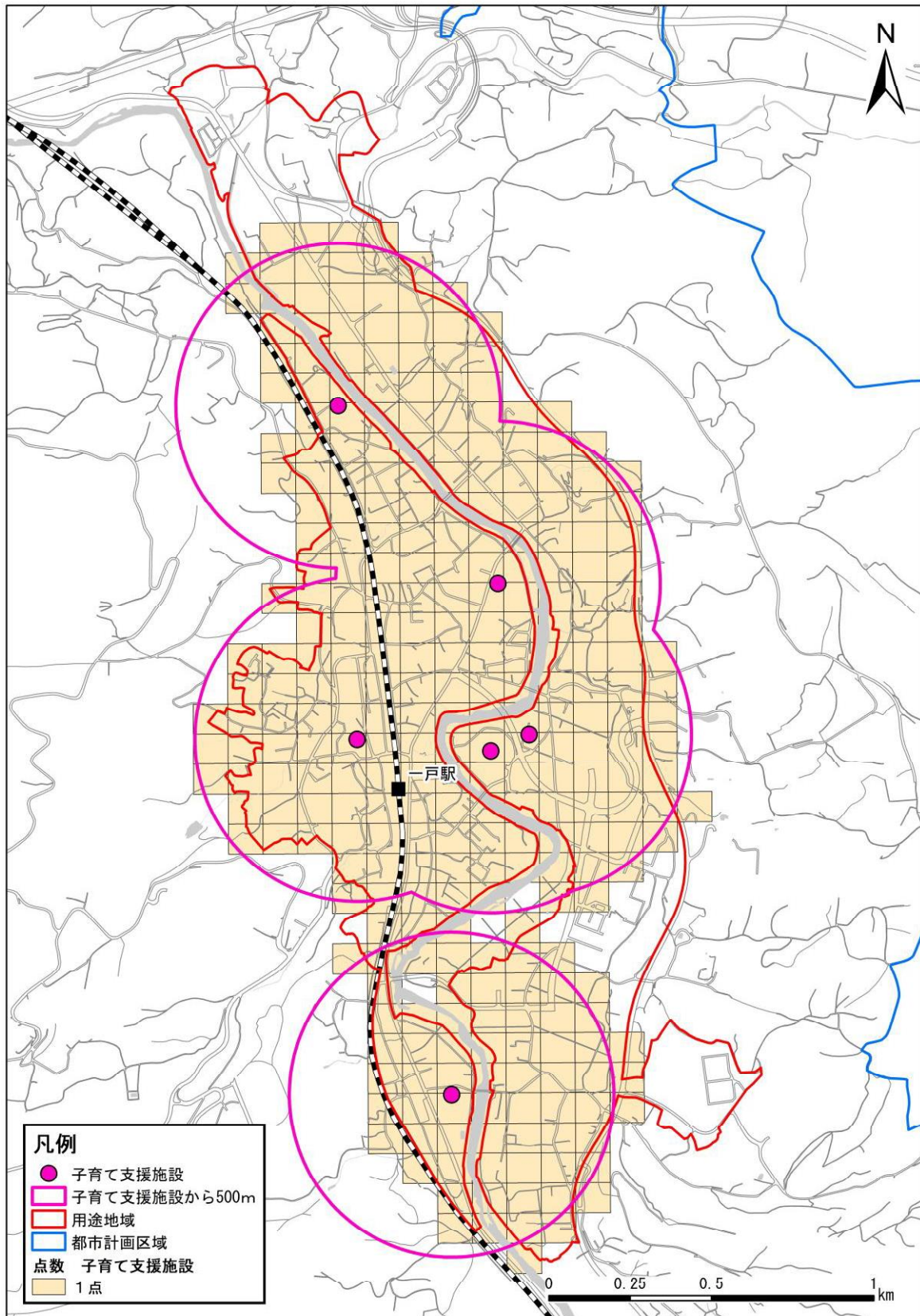
図 介護福祉施設等の点数化結果



## 5. 子育て支援施設

子育て支援施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

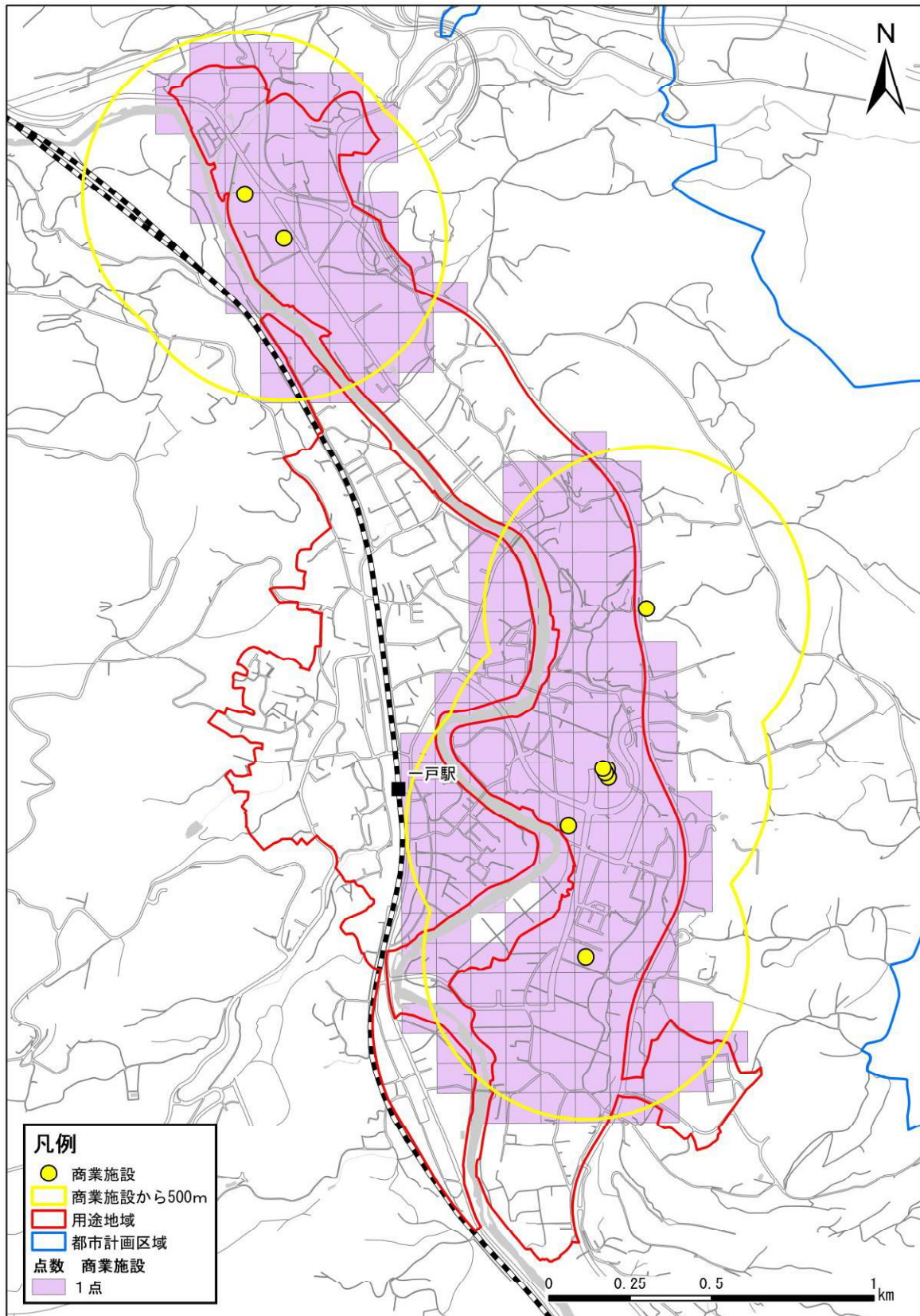
図 子育て支援施設の点数化結果



## 6. 商業施設

商業施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

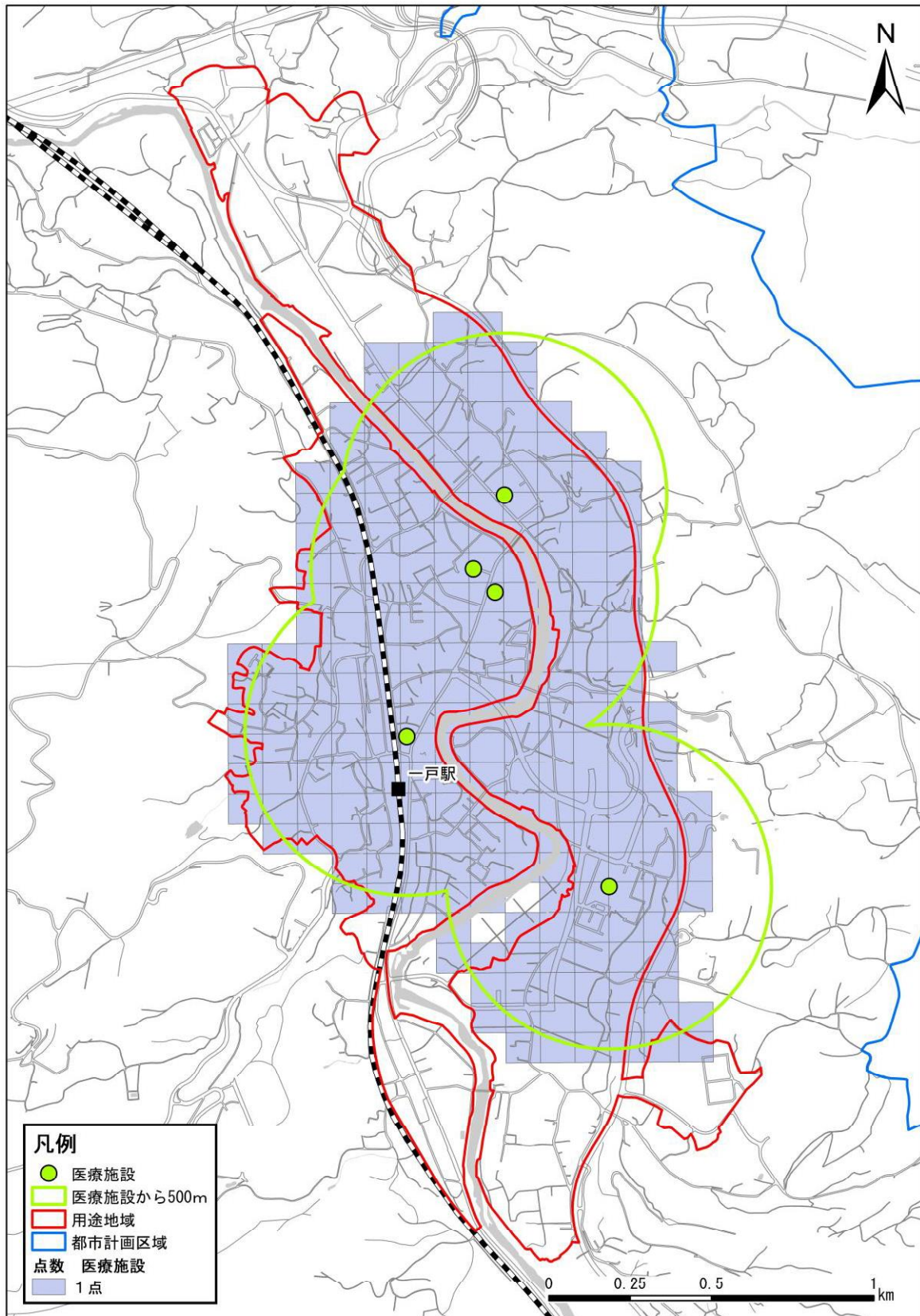
図 商業施設の点数化結果



## 7. 医療施設

医療施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

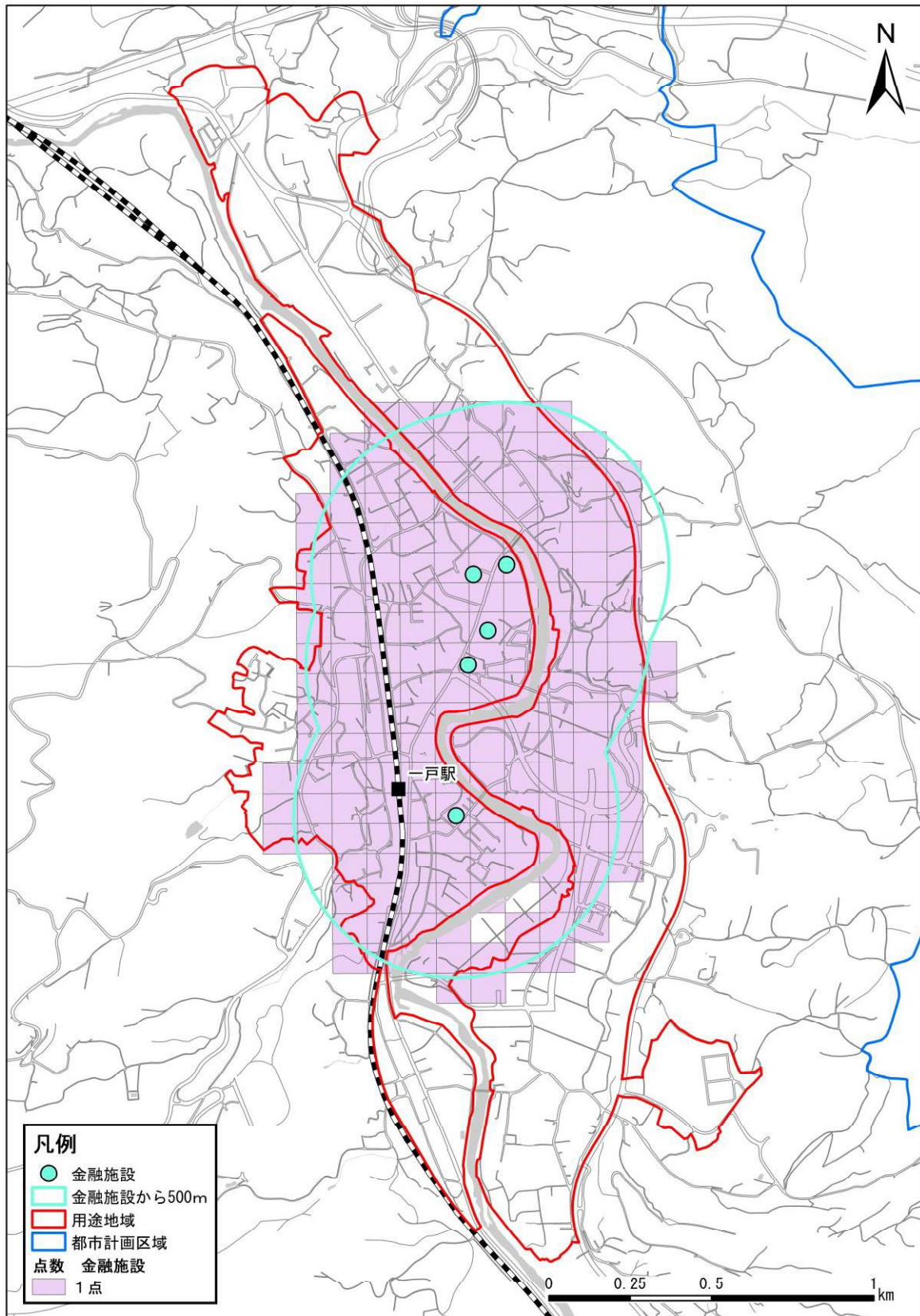
図 医療施設の点数化結果



## 8. 金融施設

金融施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

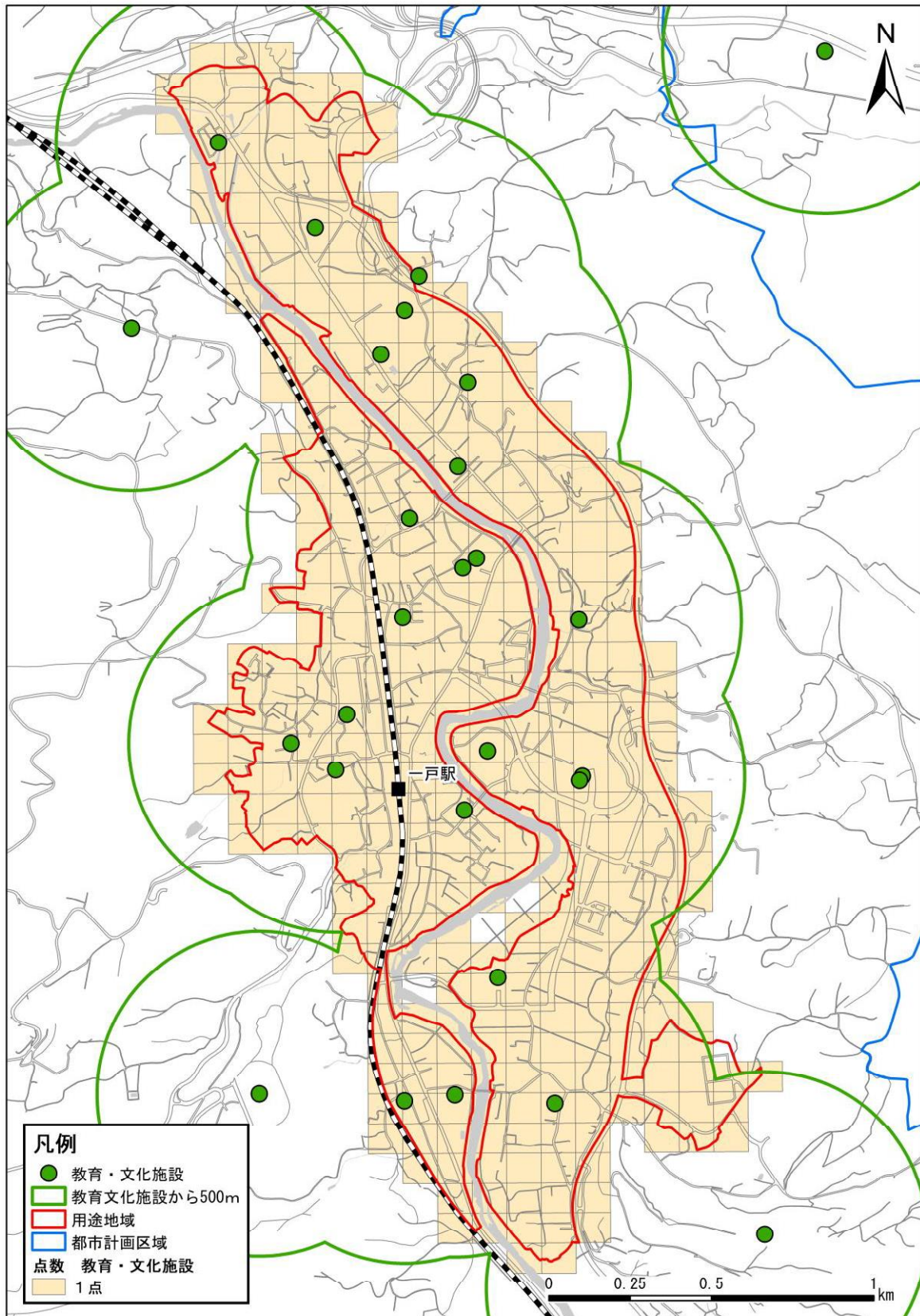
図 金融施設の点数化結果



## 9. 教育・文化施設

教育・文化施設の利便性が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

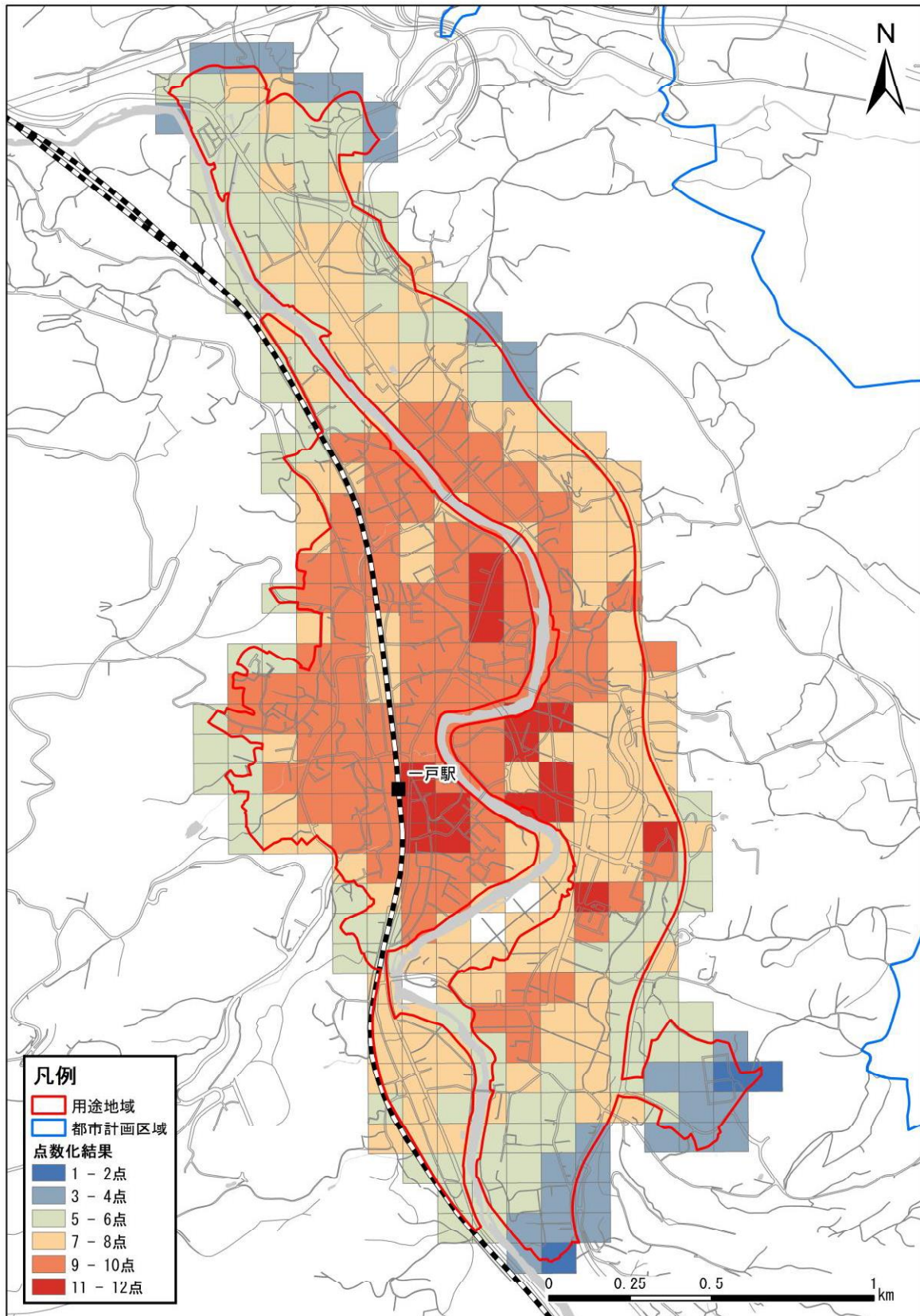
図 教育施設の点数化結果



## 10. 総合評価（1～9の合計点）

各項目の合計点数は以下のとおりです。

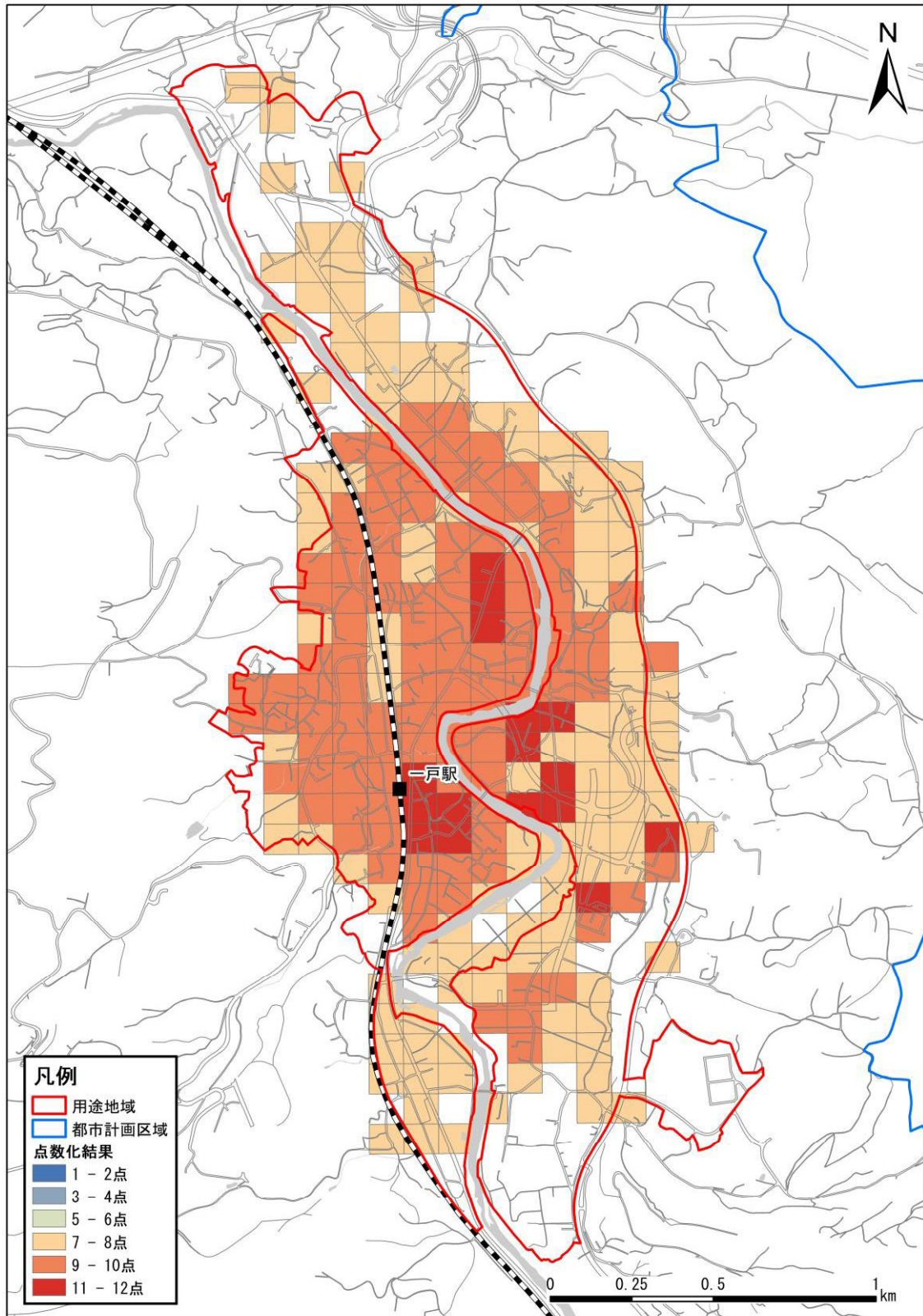
図 総合評価（1～9の合計点数）



## 11. 総合評価（7点以上を獲得したメッシュ）

総合評価において、13点満点中半分以上の点数である7点以上を獲得したメッシュは242個となっています。

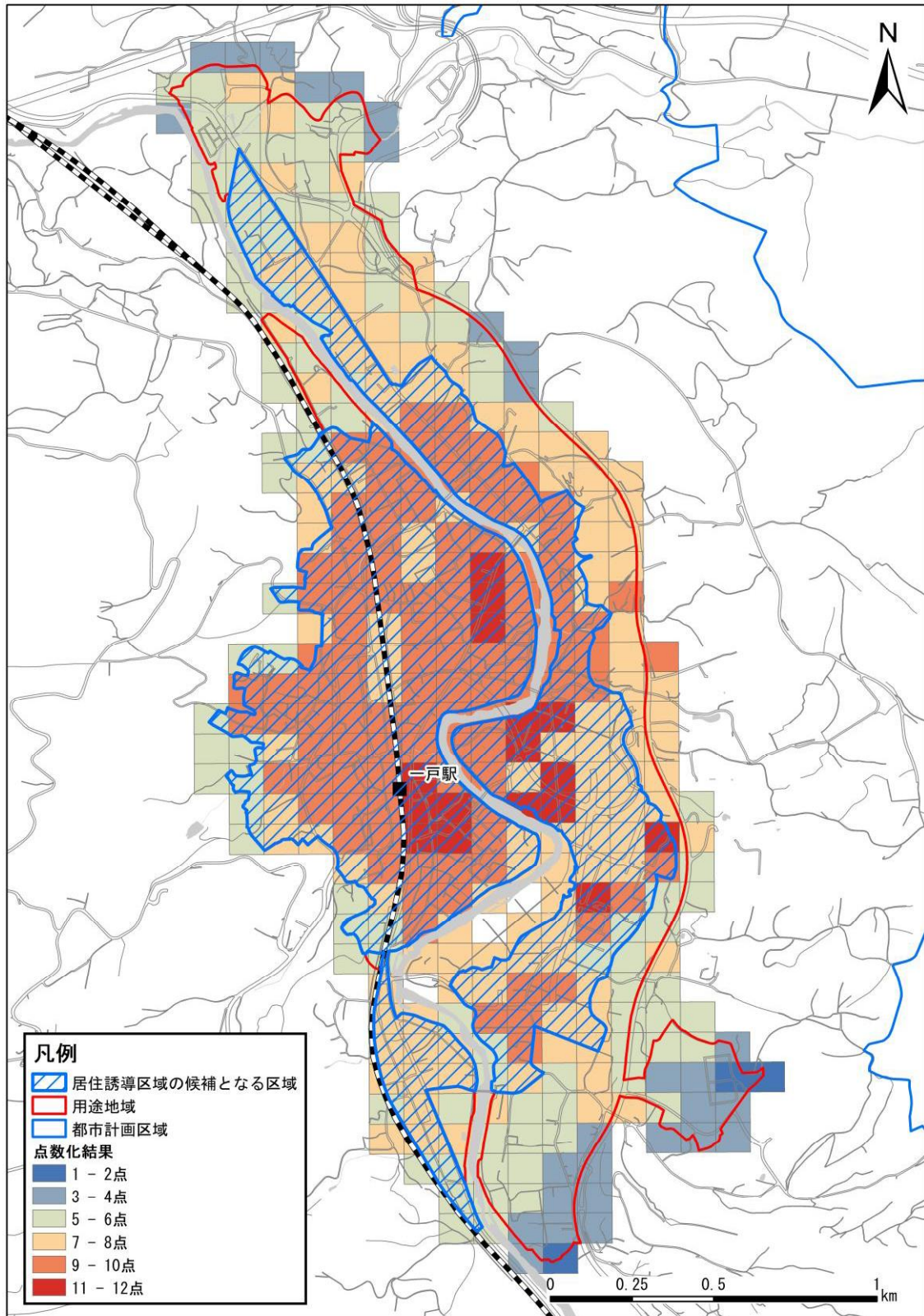
図 総合評価（7点以上を獲得したメッシュ）



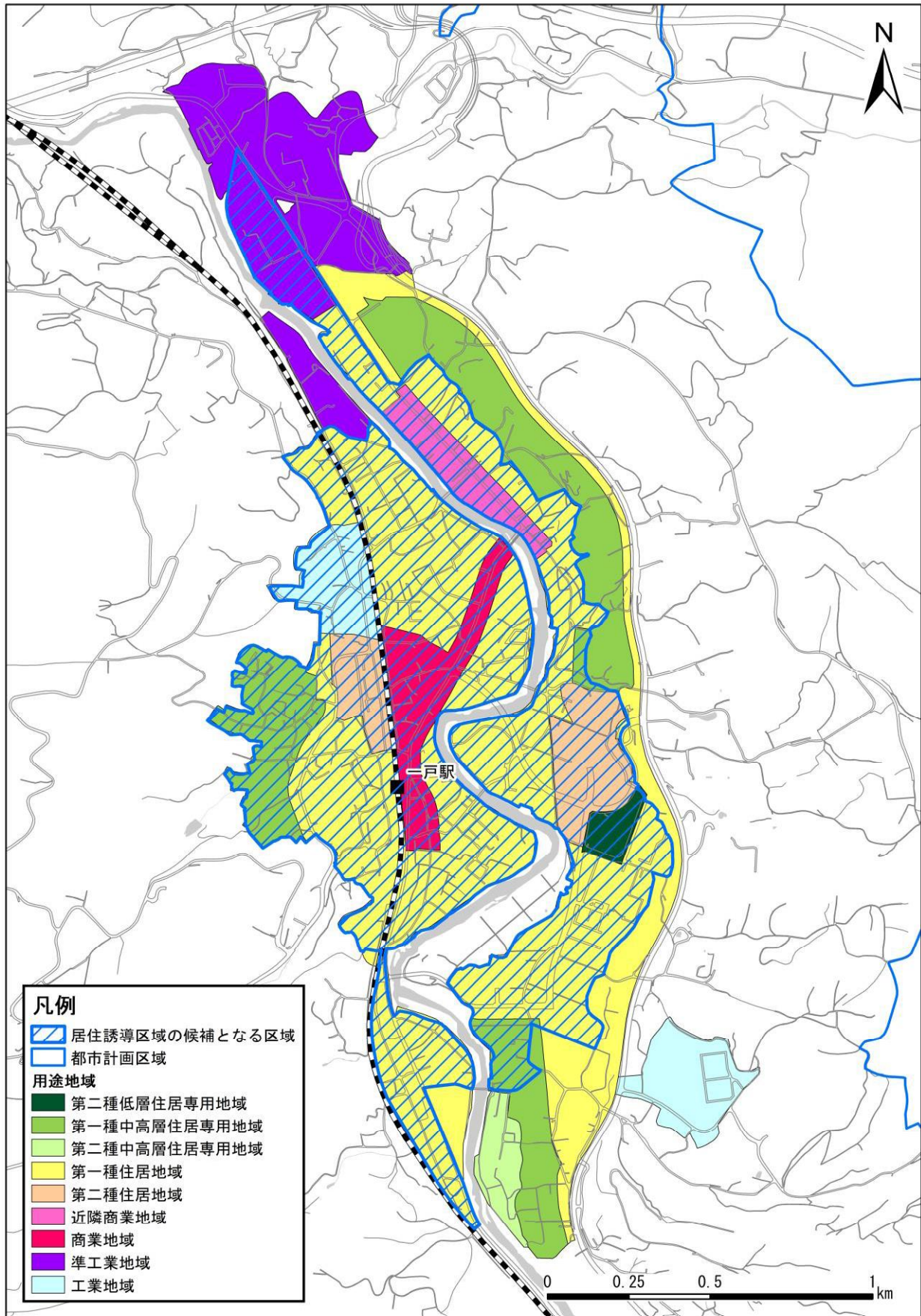
## 第5節 居住誘導区域の候補となる区域の抽出

現況の地形地物、土地利用区分を考慮して、総合評価の7点以上を獲得したメッシュの形状を調整し、居住誘導区域の候補となる区域を抽出した結果は以下のとおりです。

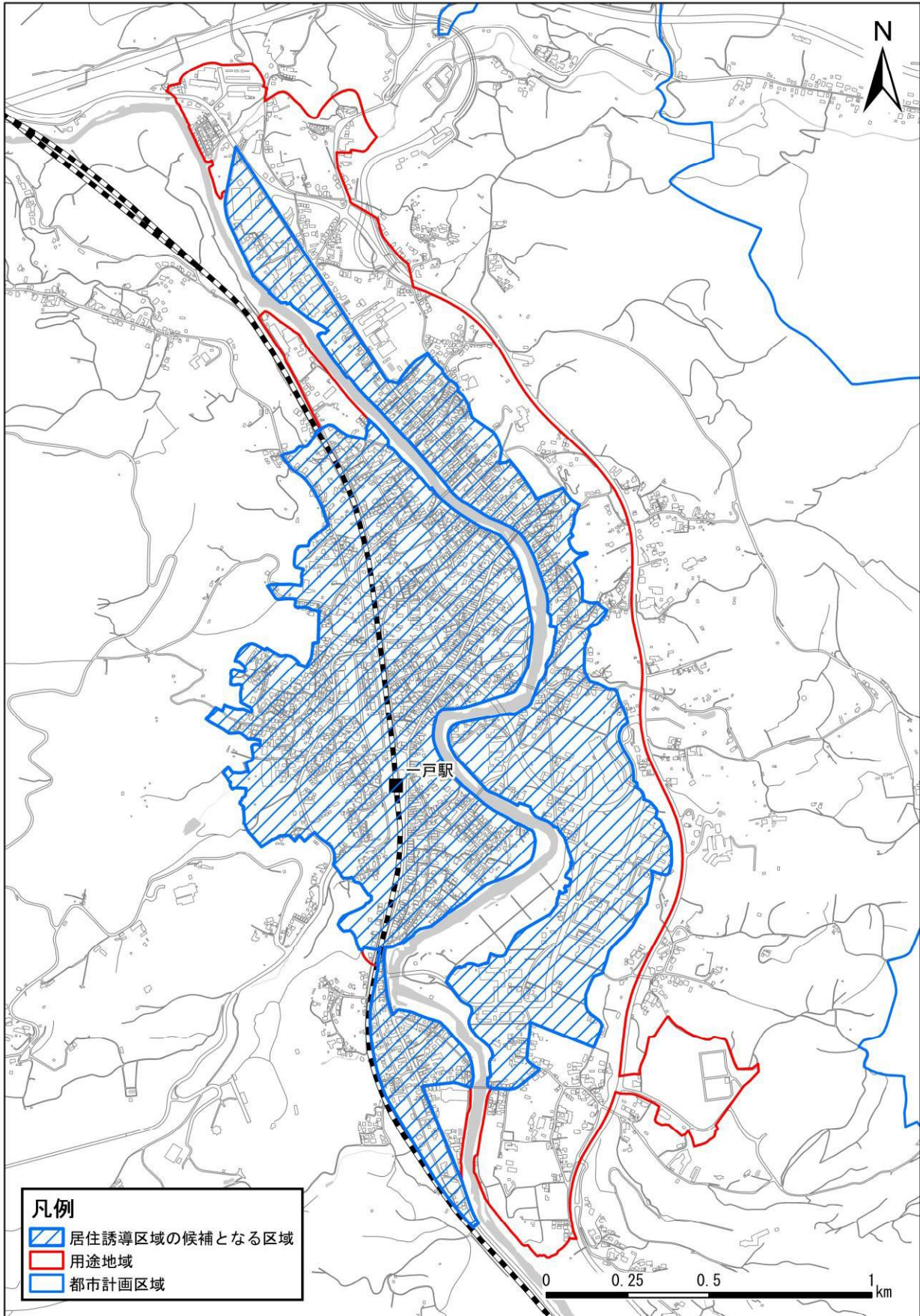
図 居住誘導区域の候補となる区域



【参考】図 居住誘導区域の候補となる区域（用途地域との重ね合わせ）



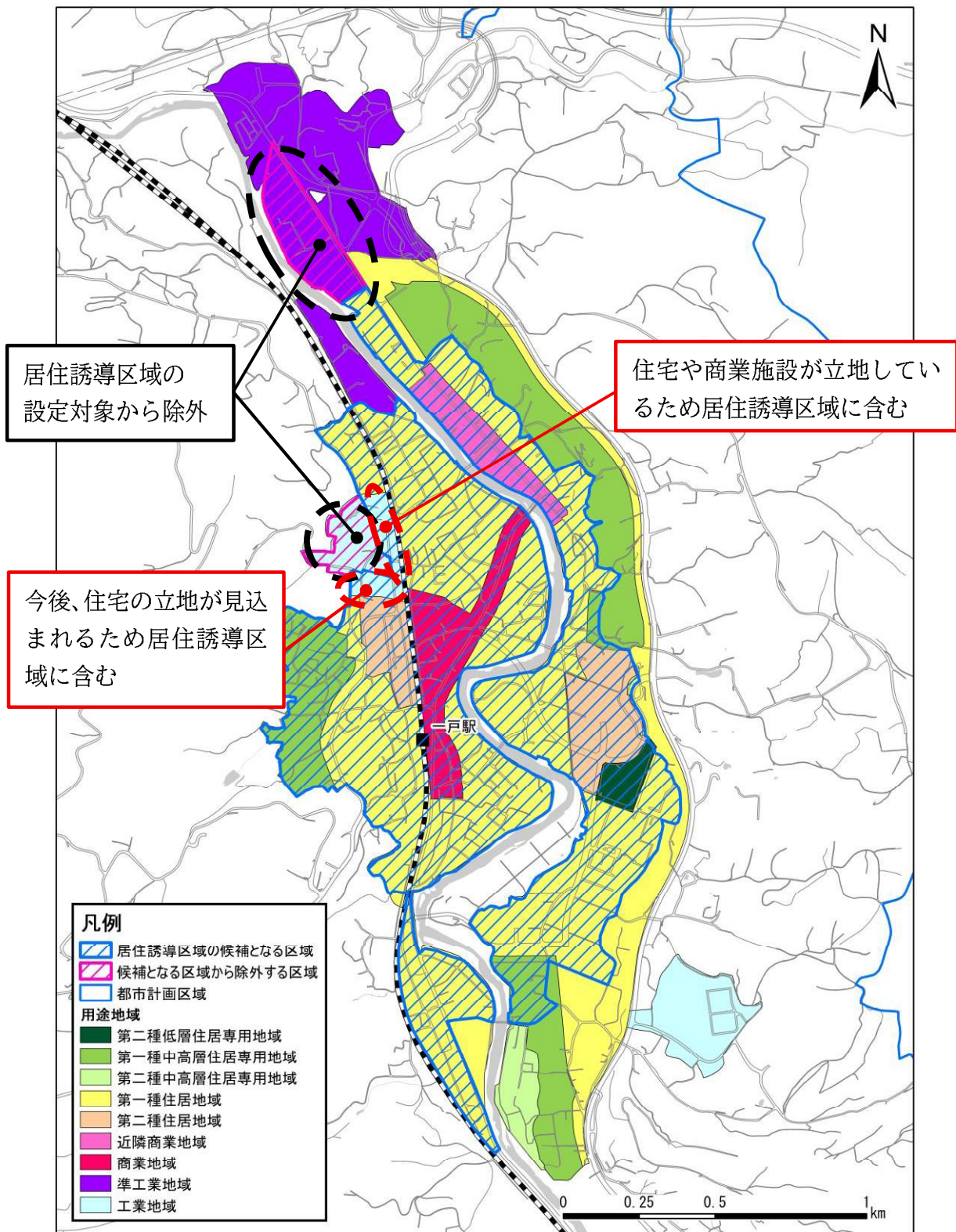
【参考】図 居住誘導区域の候補となる区域（建物との重ね合わせ）



## 第6節 住宅の立地が見込めない区域

工業系用途地域に指定されているエリアについては、将来的には工業系土地利用を誘導するため、現状（将来）において住宅や商業施設が立地する（立地が見込まれる）区域を除き、居住誘導区域の設定の対象から除外します。

図 住宅や商業施設の立地が見込めない区域

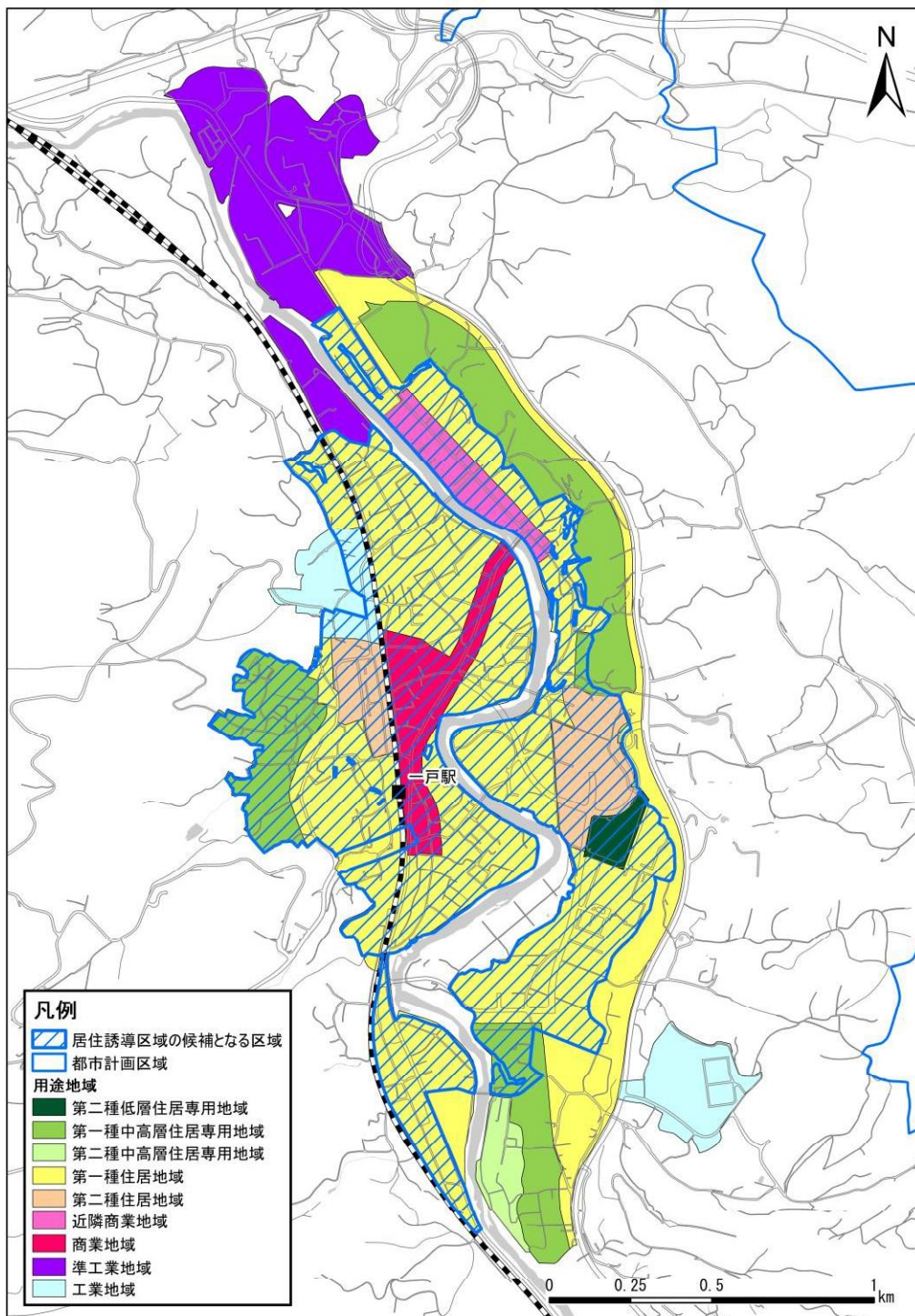


## 第7節 災害危険性のある区域

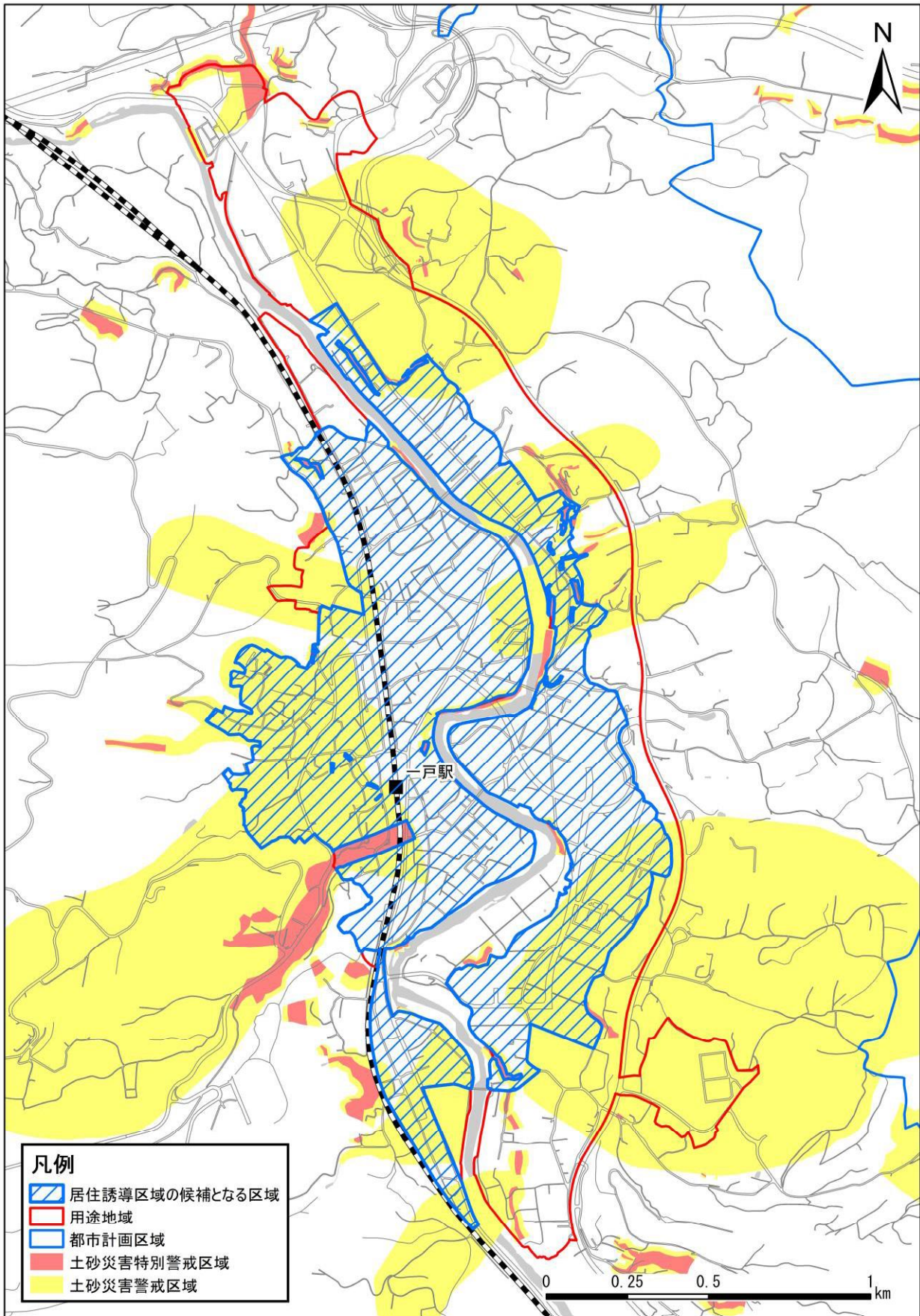
### 1. 土砂災害（特別）警戒区域

居住誘導区域の候補となる区域から土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)を除外します。なお、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、防災指針により適切な対応を検討することとします。

図 土砂災害特別警戒区域を除外した居住誘導区域の候補となる区域



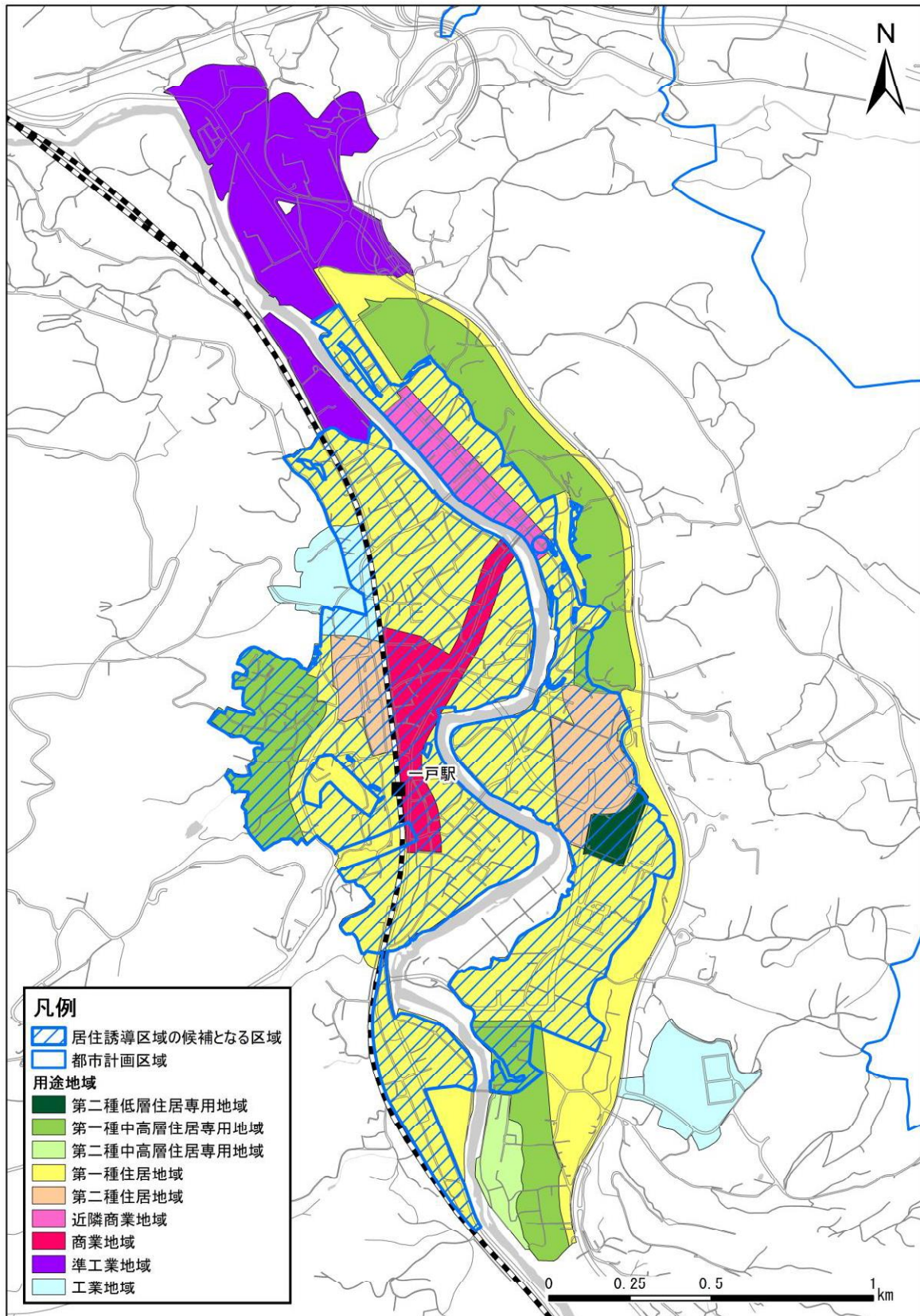
【参考】図 居住誘導区域の候補となる区域と土砂災害（特別）警戒区域の重ね合わせ



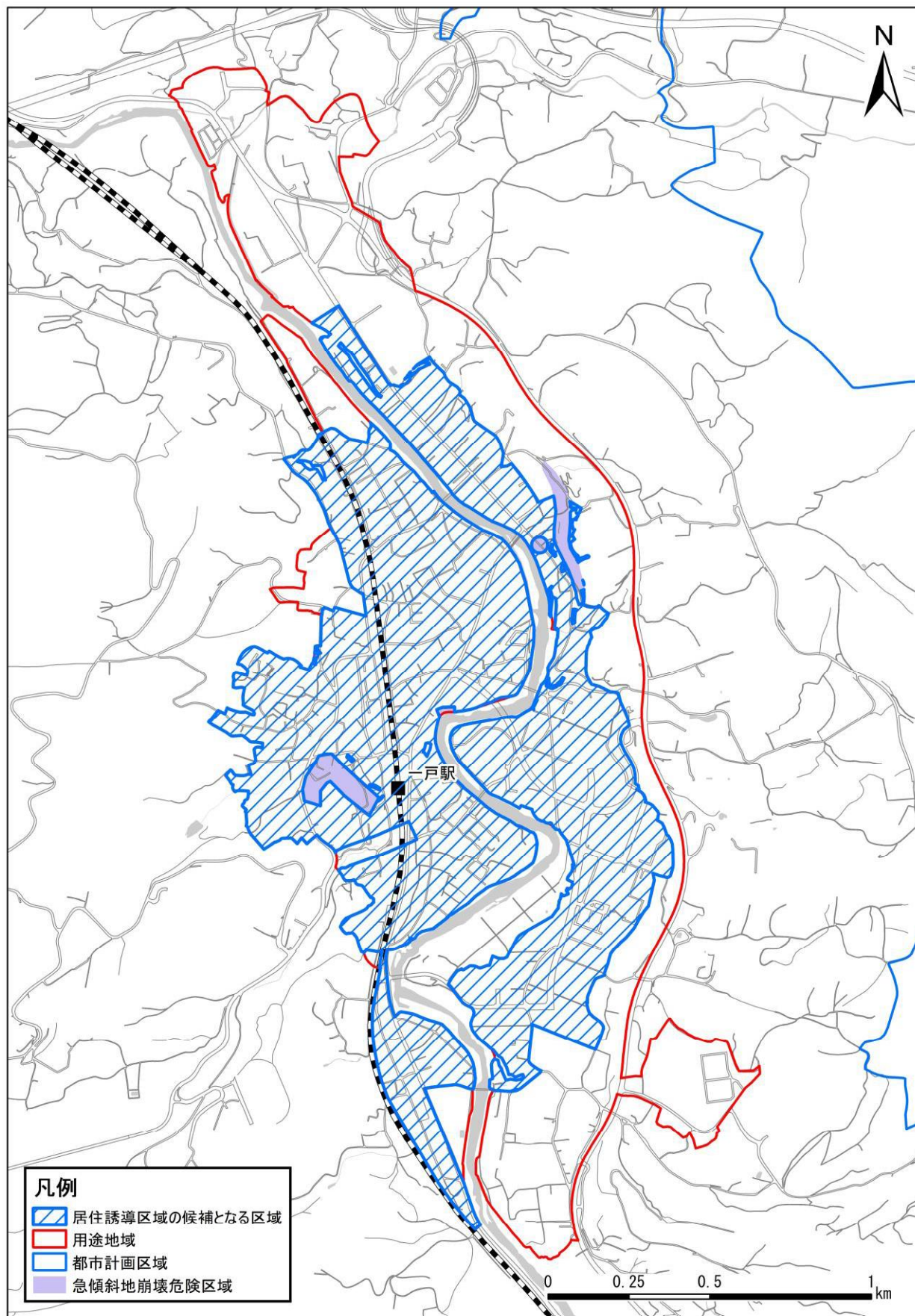
## 2. 急傾斜地崩壊危険区域

居住誘導区域の候補となる区域から急傾斜地崩壊危険区域を除外します。

図 急傾斜地崩壊危険区域を除外した居住誘導区域の候補となる区域



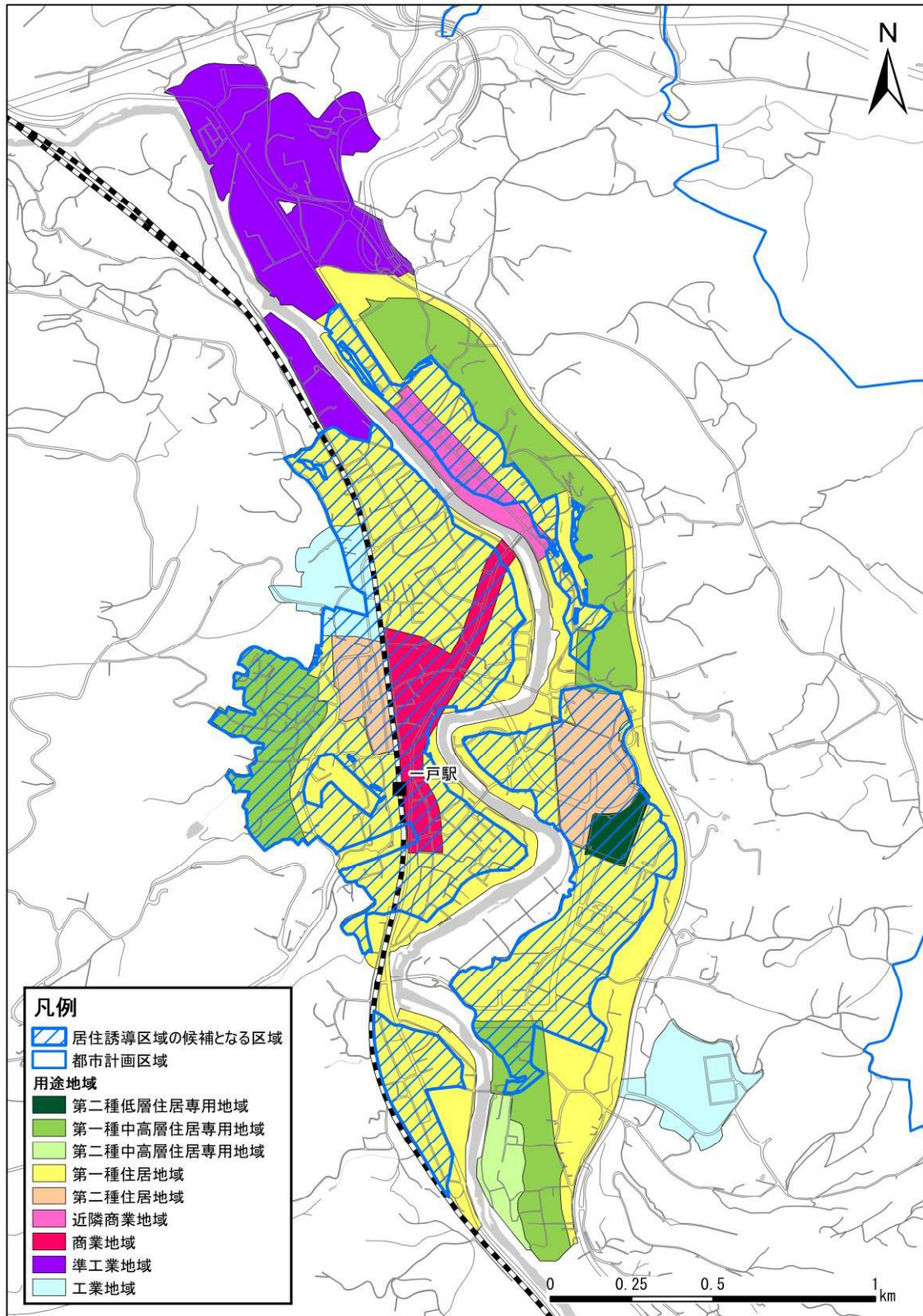
【参考】図 居住誘導区域の候補となる区域と急傾斜地崩壊危険区域の重ね合わせ



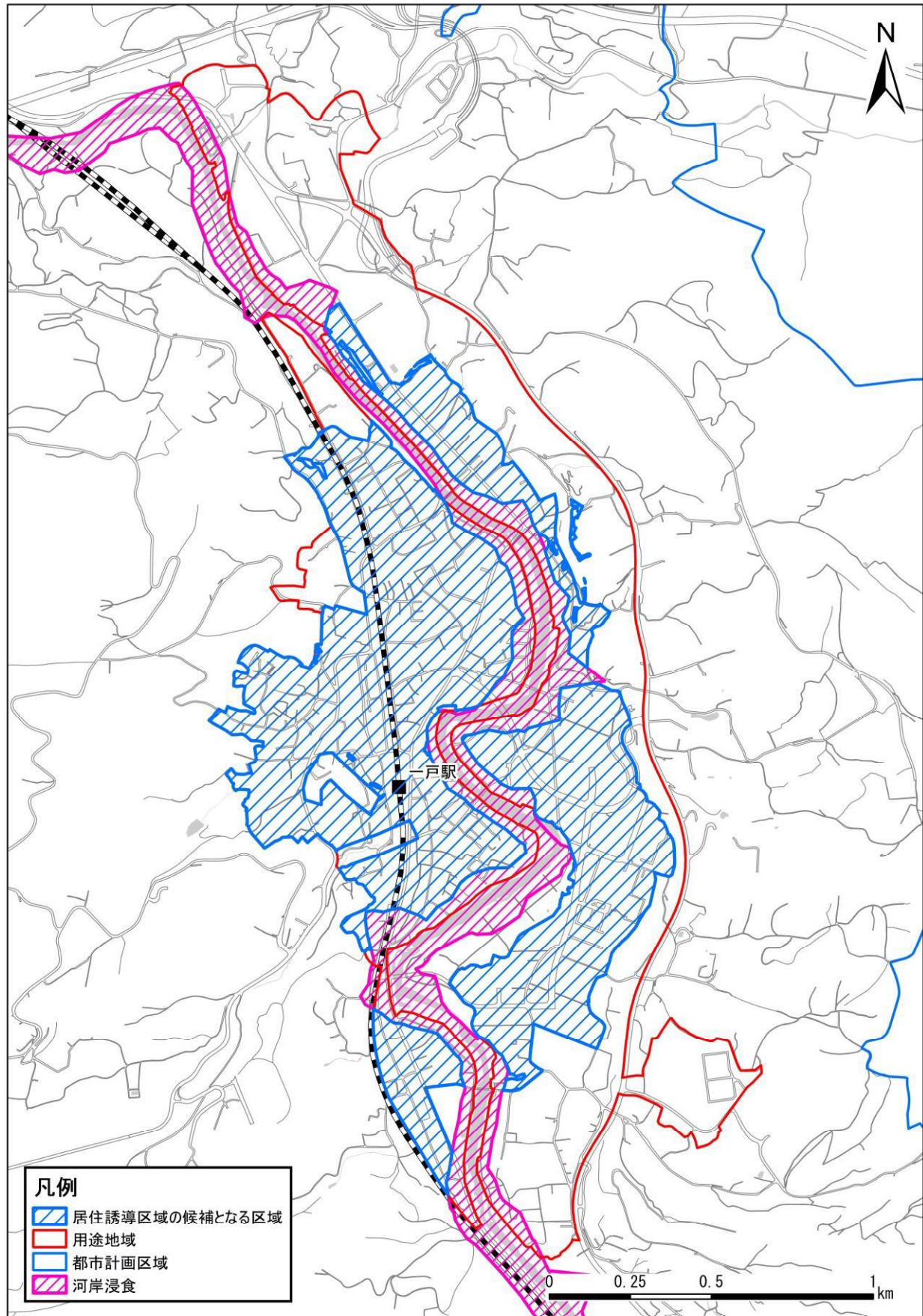
### 3. 家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）および急傾斜地崩壊危険区域を除外した居住誘導区域の候補となる区域から、家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）を除外します。

図 家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）を除外した居住誘導区域の候補となる区域



【参考】図 居住誘導区域の候補となる区域と家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）の重ね合わせ



## 4. 洪水浸水想定区域

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び家屋倒壊氾濫想定区域（河岸浸食）を除外した居住誘導区域の候補となる区域から、想定最大規模(L2)の降雨に伴う洪水による浸水深3m以上の区域を除外します。浸水深が3m未満の区域については、既に建物や都市機能増進施設が集積していることもあり、居住誘導区域から除外することが困難であるため、防災指針により適切な対応を検討することとします。

図 浸水深3m以上の区域を除外した居住誘導区域の候補となる区域

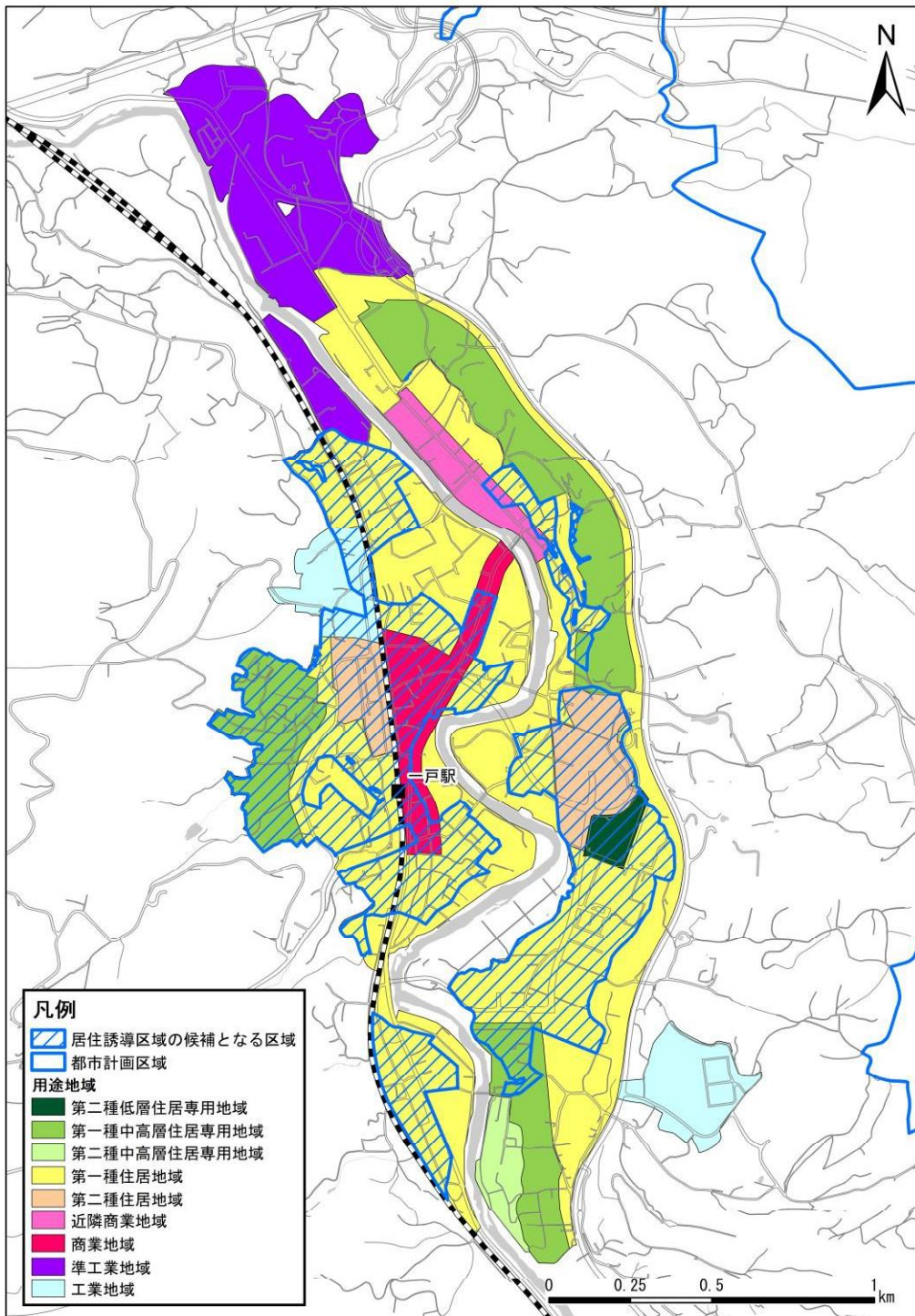
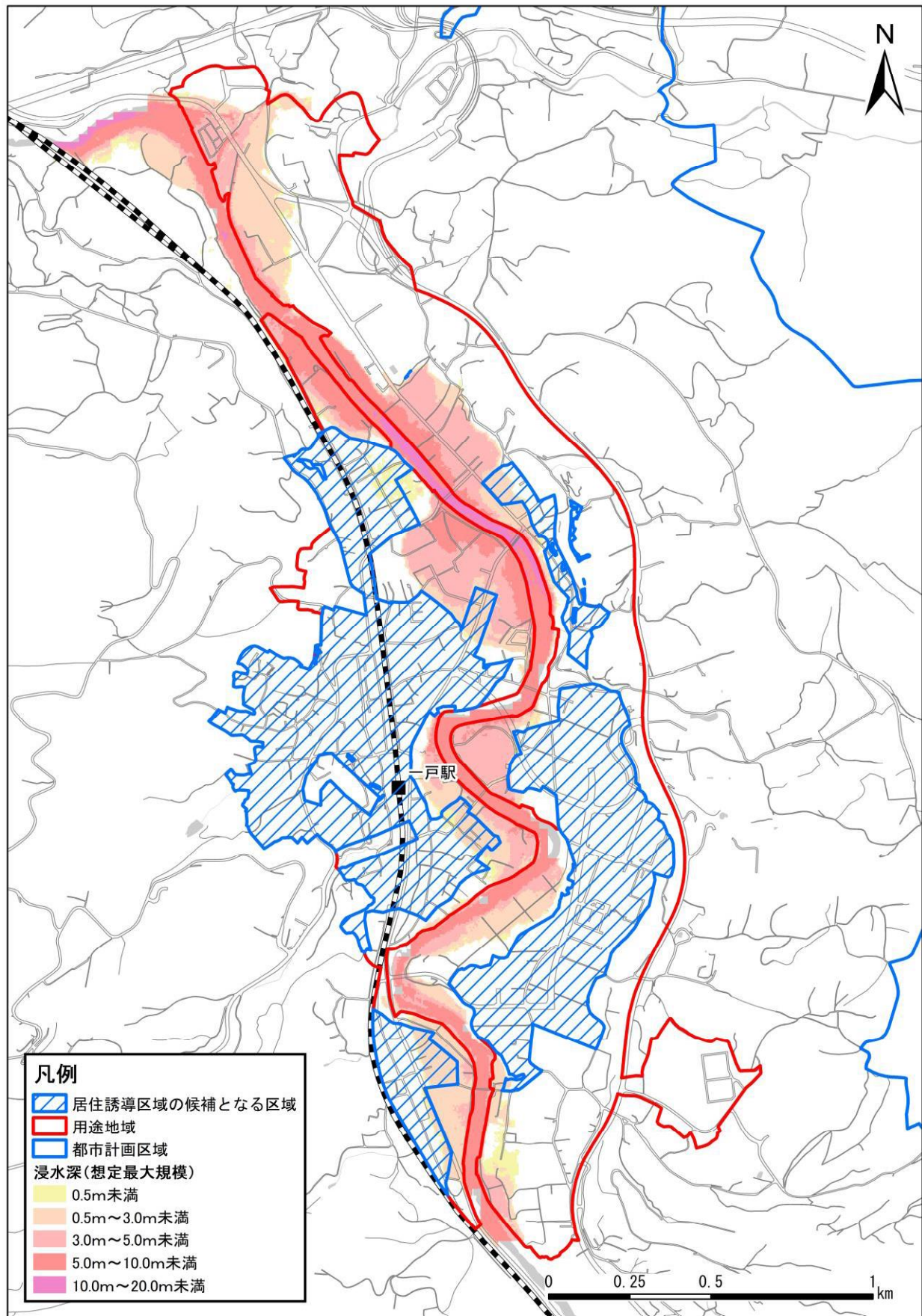
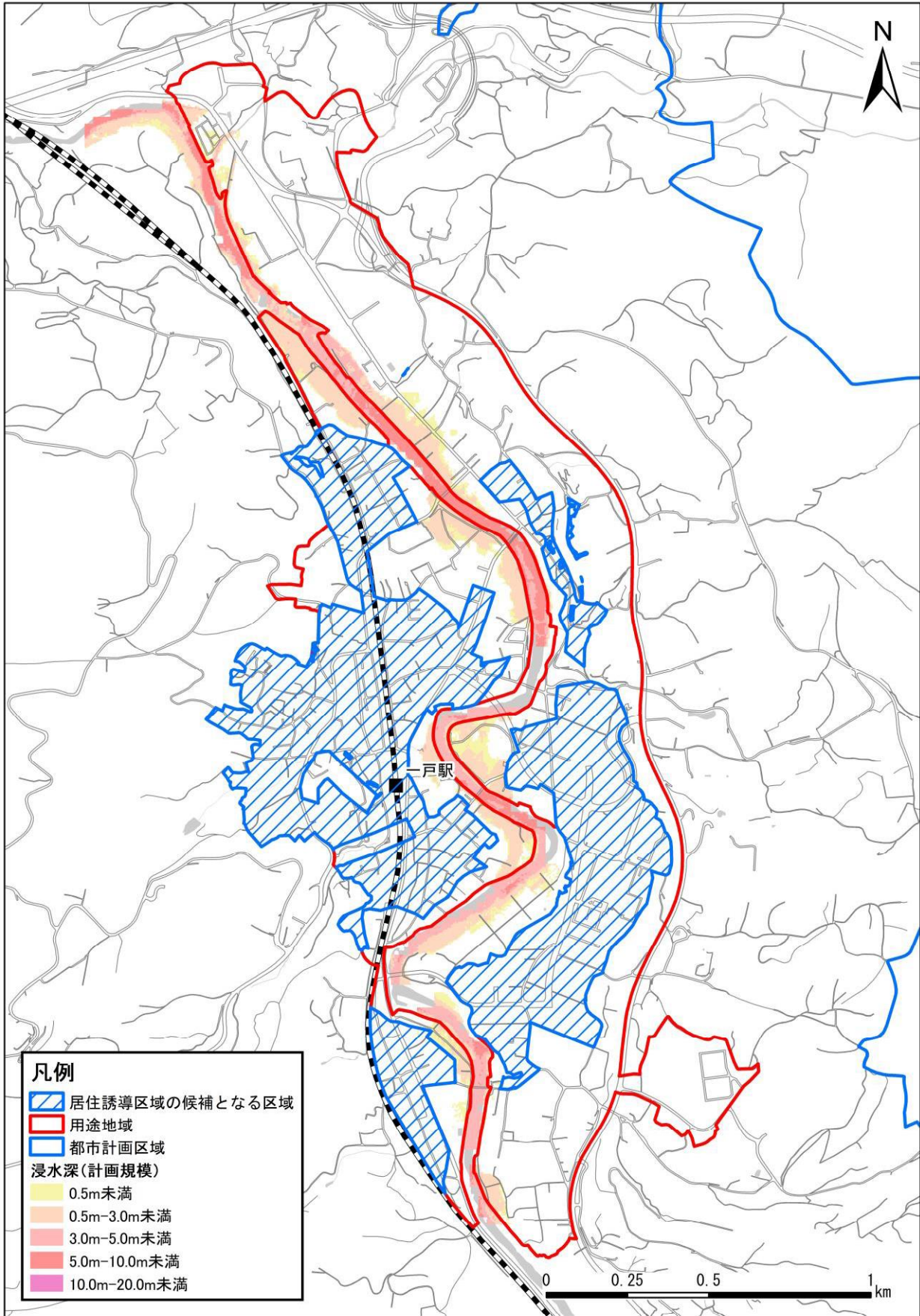


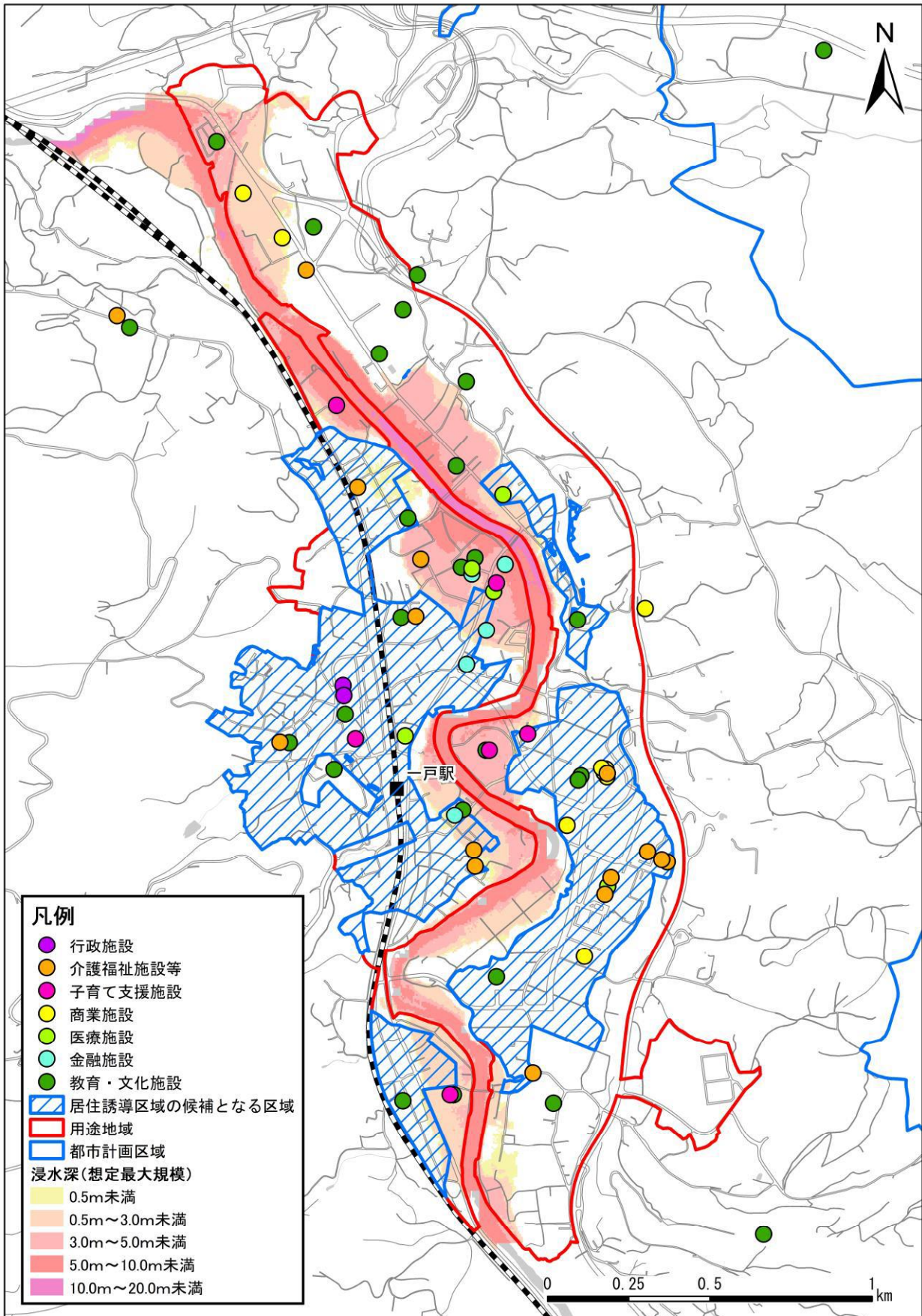
図 居住誘導区域の候補となる区域と浸水想定区域（想定最大規模）の重ね合わせ



【参考】図 居住誘導区域の候補となる区域と想定浸水区域（計画規模）の重ね合わせ



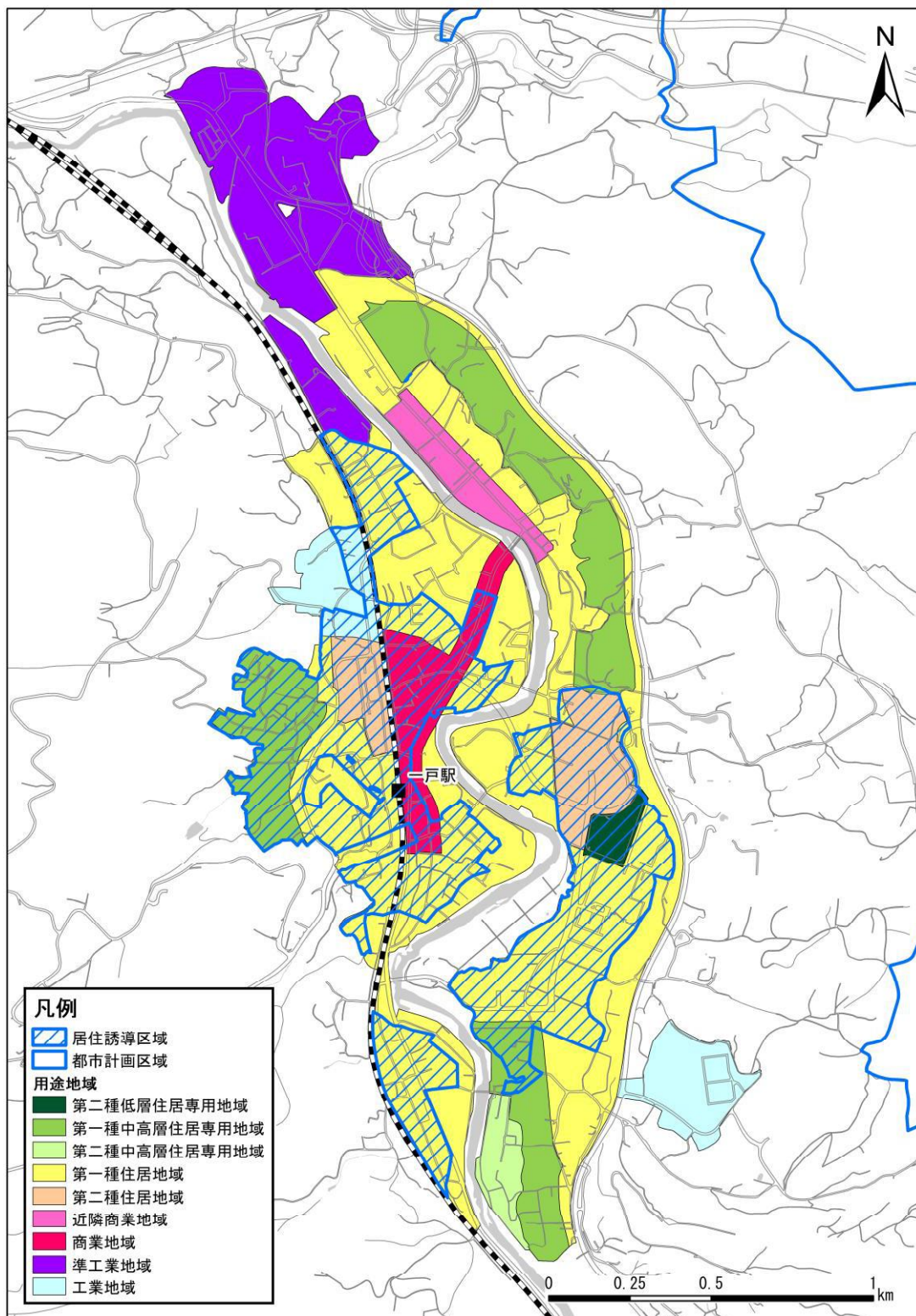
【参考】図 浸水深 3m以上の区域を除外した居住誘導区域の候補となる区域と  
都市機能施設の重ね合わせ



## 第8節 居住誘導区域の設定

居住誘導区域の候補となる区域から災害危険性のある区域を除外した区域に対して、道路などの地形地物や用途地域界を考慮して居住誘導区域を確定させます。なお、この場合の用途地域（267.8ha）に対する居住誘導区域（100.5ha）の割合は37.5%となっています。

図 居住誘導区域



## 第9節 重点居住エリアの検討

今後の開発等により特に住居に寄与するエリアとして、居住誘導区域内に重点居住エリアを設定します。

重点居住エリアにおいては、生活利便施設への容易な移動により、生活利便性の向上やコミュニティの形成が見込まれ、若年世代を始めとする世帯の定住が促進されます。

図 重点居住エリア

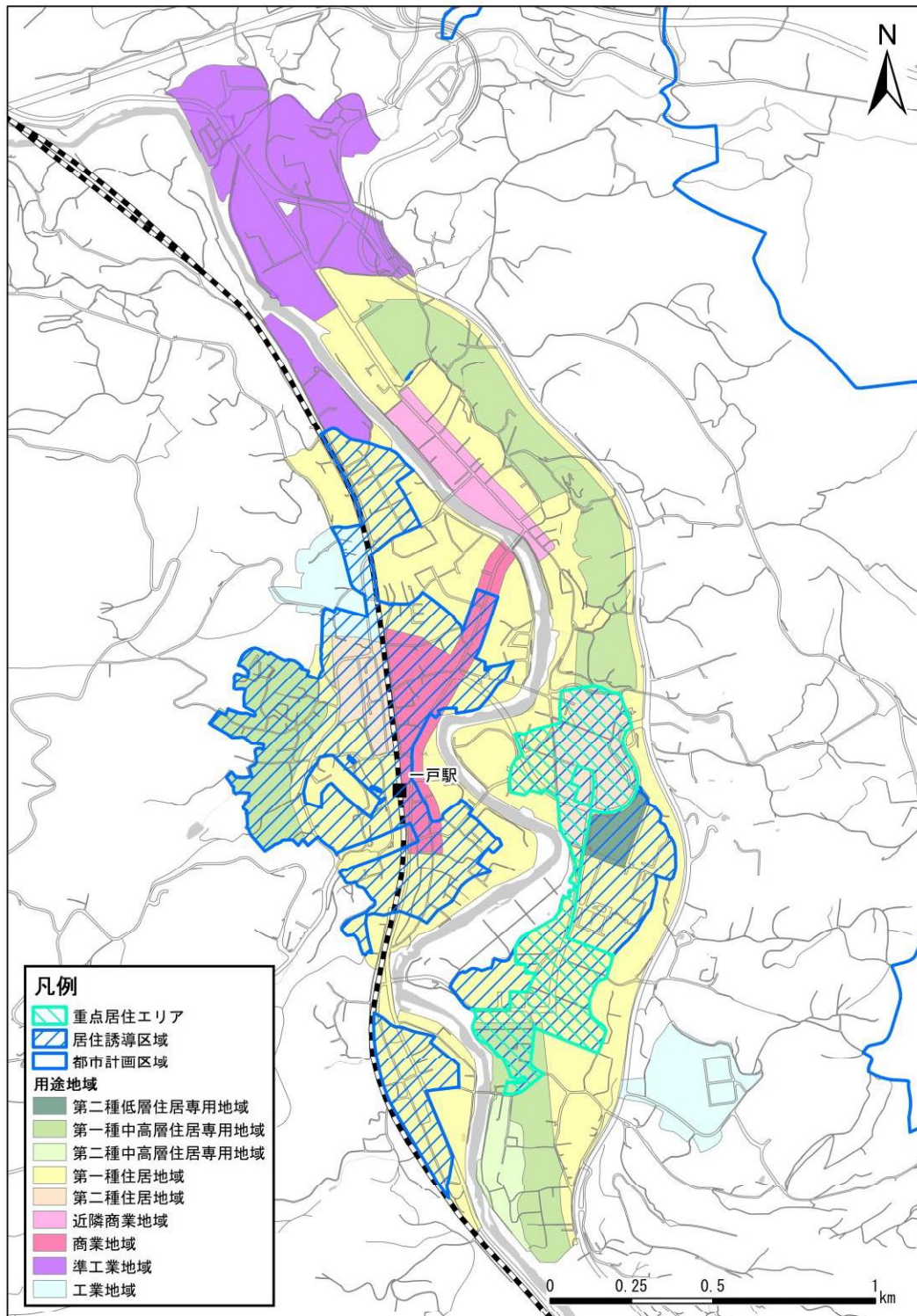
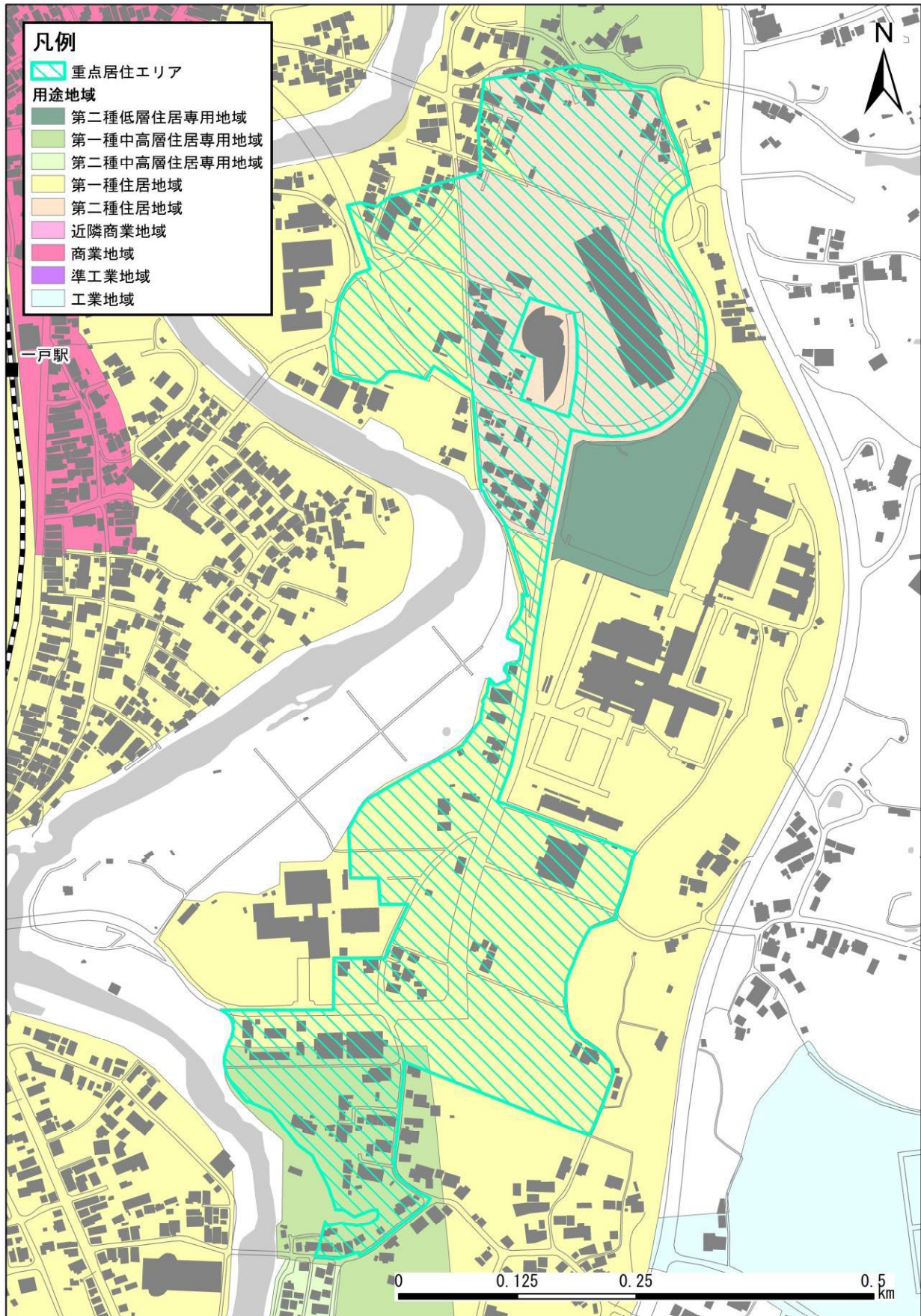


図 重点居住エリアと建物の重ね合わせ（拡大図）



# 第6章 都市機能誘導区域の設定

## 第1節 都市機能誘導区域の基本的な考え方

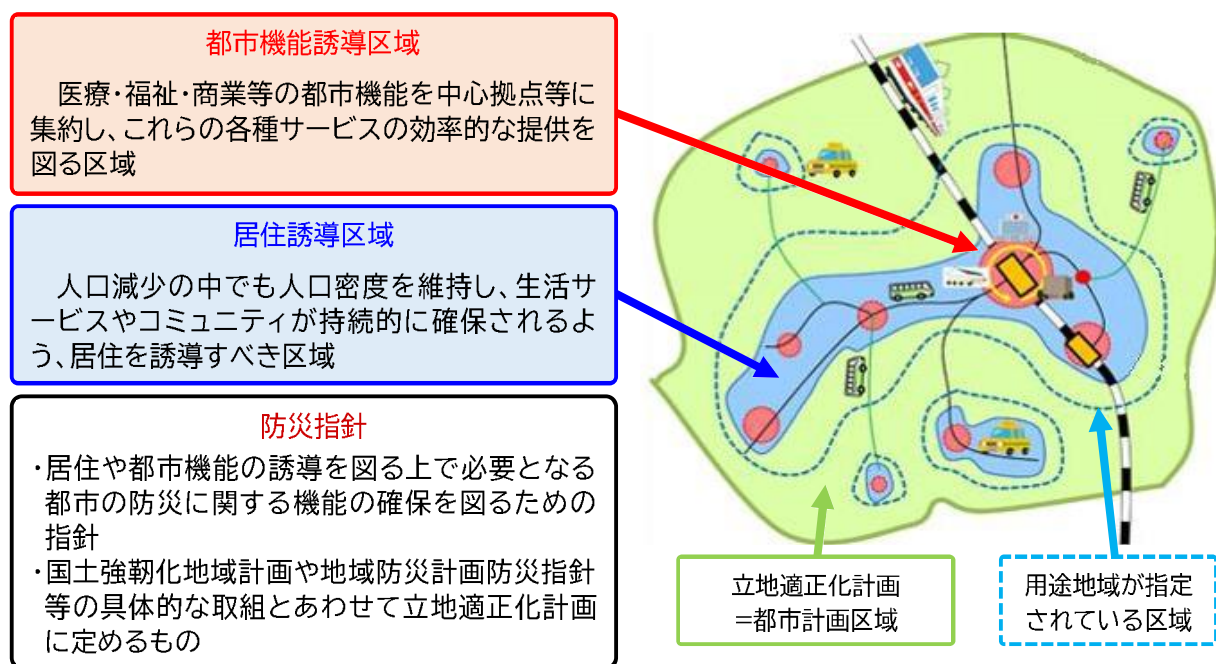
都市機能誘導区域は、都市の拠点となる地区に集約することにより、各種サービスが効率的に提供されるよう設定する区域とされています。

都市機能誘導区域の位置は、商業・業務施設などの都市機能が充実しているエリアが想定されます。また、公共交通による周辺地域からのアクセスしやすい区域で、徒歩や自転車でも容易に移動できる範囲に定めることが想定されています。

**【都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方】**

- ・ 居住誘導区域内に設定
- ・ 都市の拠点となるべき区域
- ・ 商業業務等が集積する地域で、これらの都市機能が一定程度充足している区域
- ・ 駅周辺からの公共交通アクセスの利便性が高い区域

図 立地適正化計画制度における都市機能誘導区域のイメージ図



## 第2節 都市機能誘導区域設定の流れ

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に定められるものであり、公共施設、生活サービス施設などの都市機能を都市の拠点に誘導し、集約させることにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです。

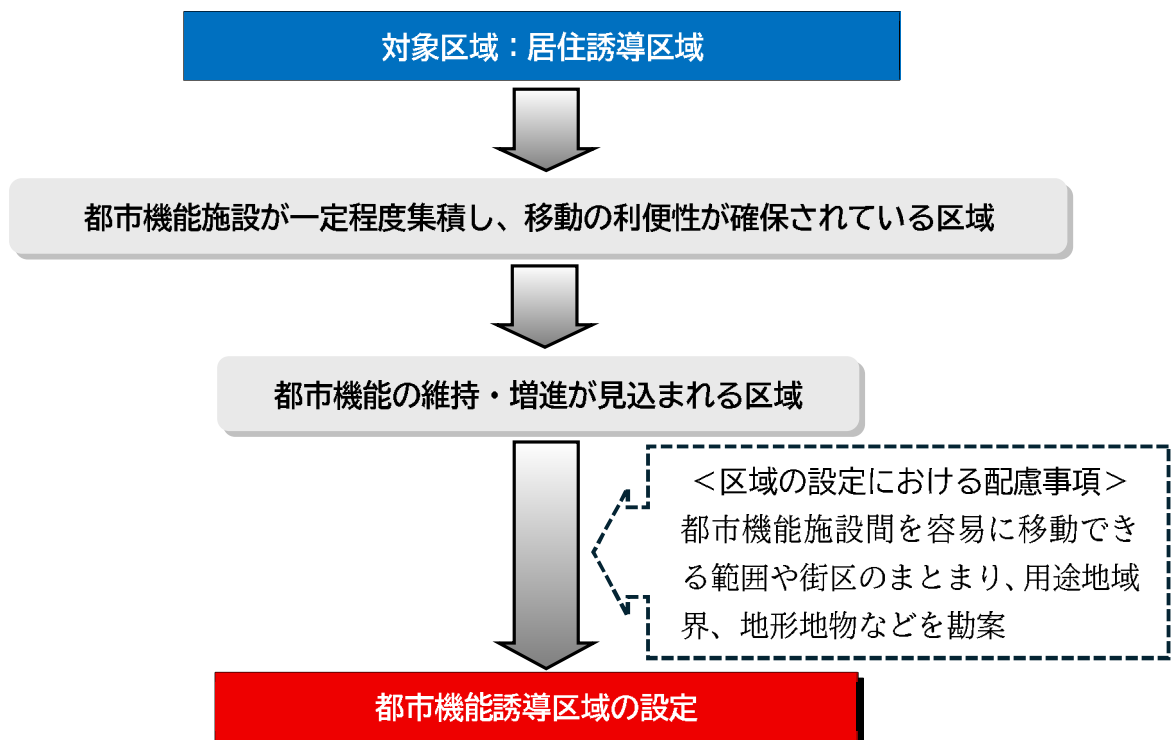
都市機能誘導区域の設定にあたり、区域設定の要件や留意点等は、次のとおり考えられます。

### 《区域設定等の考え方》

- 都市の拠点となるべき区域
  - ・業務、商業などが集積する区域
  - ・都市機能が一定程度充実している区域
  - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 など
- 徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲
- 医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて、居住を誘導することが望ましい区域

上記の考え方を踏まえ、以下のフローに従い、都市機能誘導区域を設定しました。

図 都市機能誘導区域設定の検討フロー

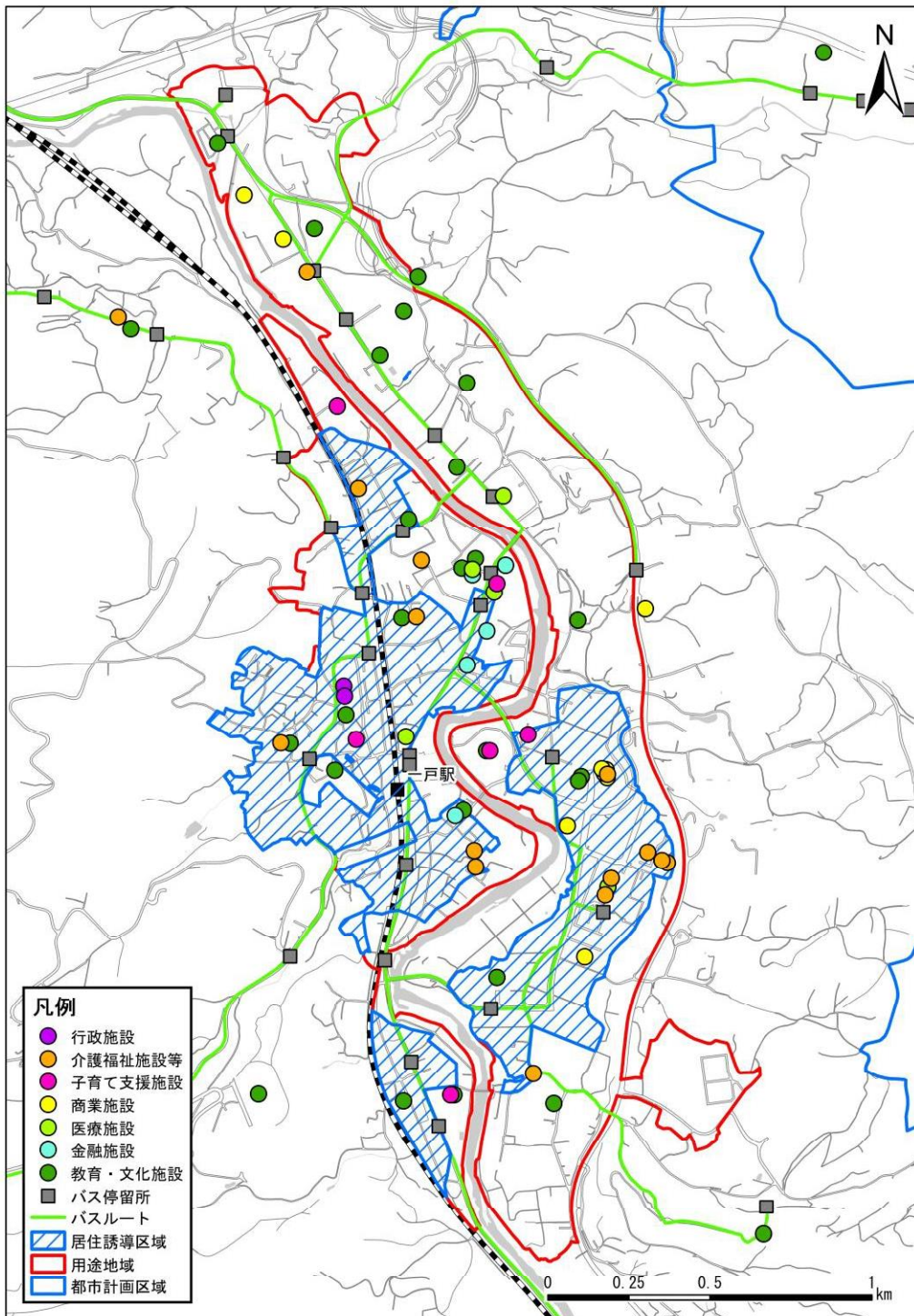


# 1. 都市機能施設が一定程度集積し、移動の利便性が確保されている区域

都市機能施設は主に一戸駅の東側及び北側、駅から馬淵川を挟んだ東側などに集積しています。また、都市機能や人口が集中する地域を結ぶようにバスルートが通っており、都市施設間の移動の利便性も高い箇所が抽出されます。

都市機能施設（行政施設、介護福祉施設等、子育て支援施設、商業施設、医療施設、金融施設、教育・文化施設）の分布状況およびバスルートを以下に示します。

図 都市機能施設の分布状況

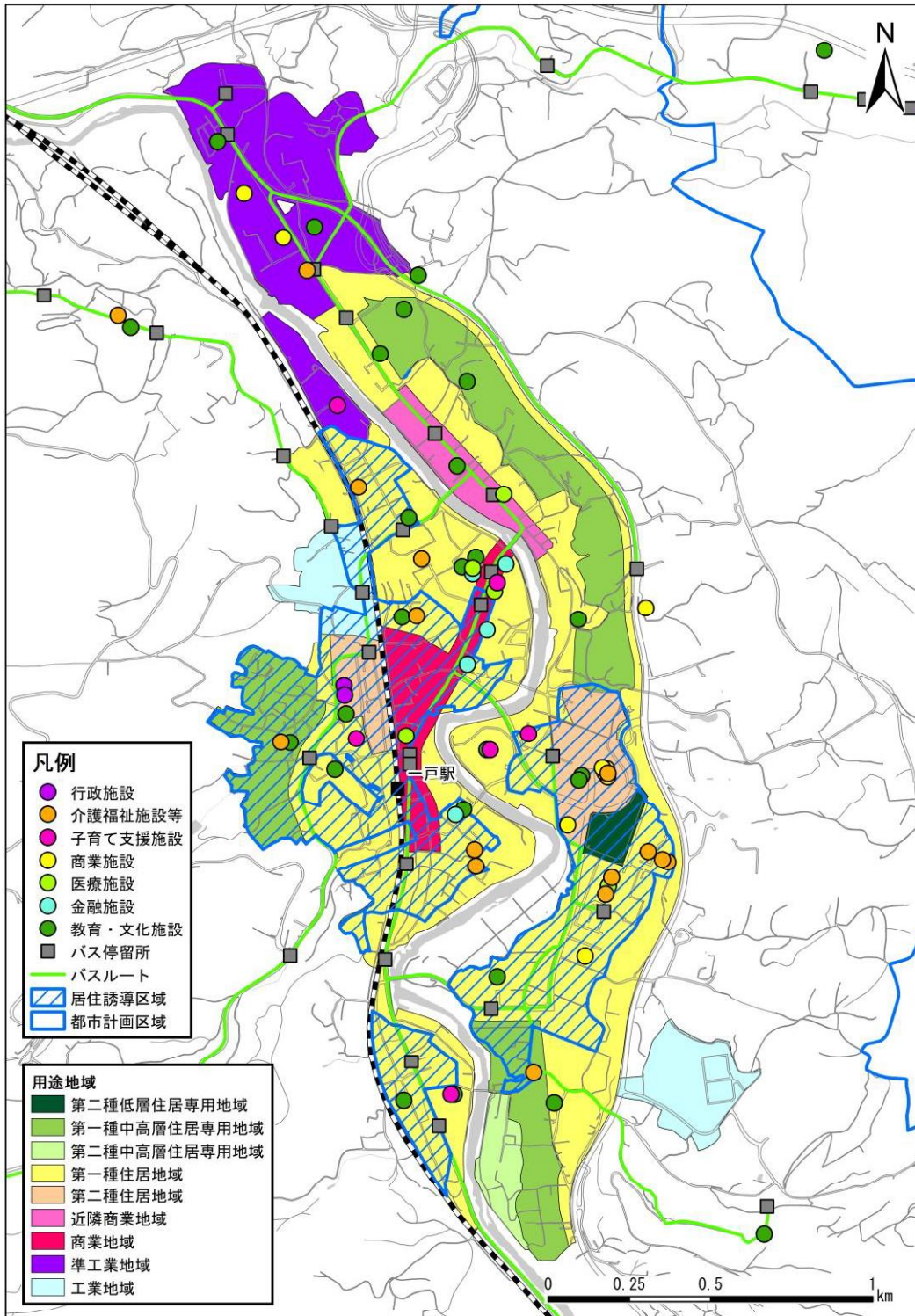


## 2. 都市機能の維持・増進が見込まれる区域

町役場周辺は一戸町の交流拠点として、公共公益施設を中心とした各種サービス機能の集積を維持していくものとします。

また、一戸駅から馬淵川を挟んだ東側には、介護福祉施設等、子育て支援施設、商業施設、教育・文化施設が集積しており、今後も都市機能の増進・強化が見込まれます。

図 都市機能の維持・増進が見込まれる区域



### 第3節 都市機能誘導区域の設定

抽出された区域をもとに、既存の都市機能の活用と更新を基本としながら、町民が生活しやすいような都市機能を充実する区域として、用途地域界や地形地物を考慮の上、都市機能誘導区域を設定します。

図 都市機能誘導区域

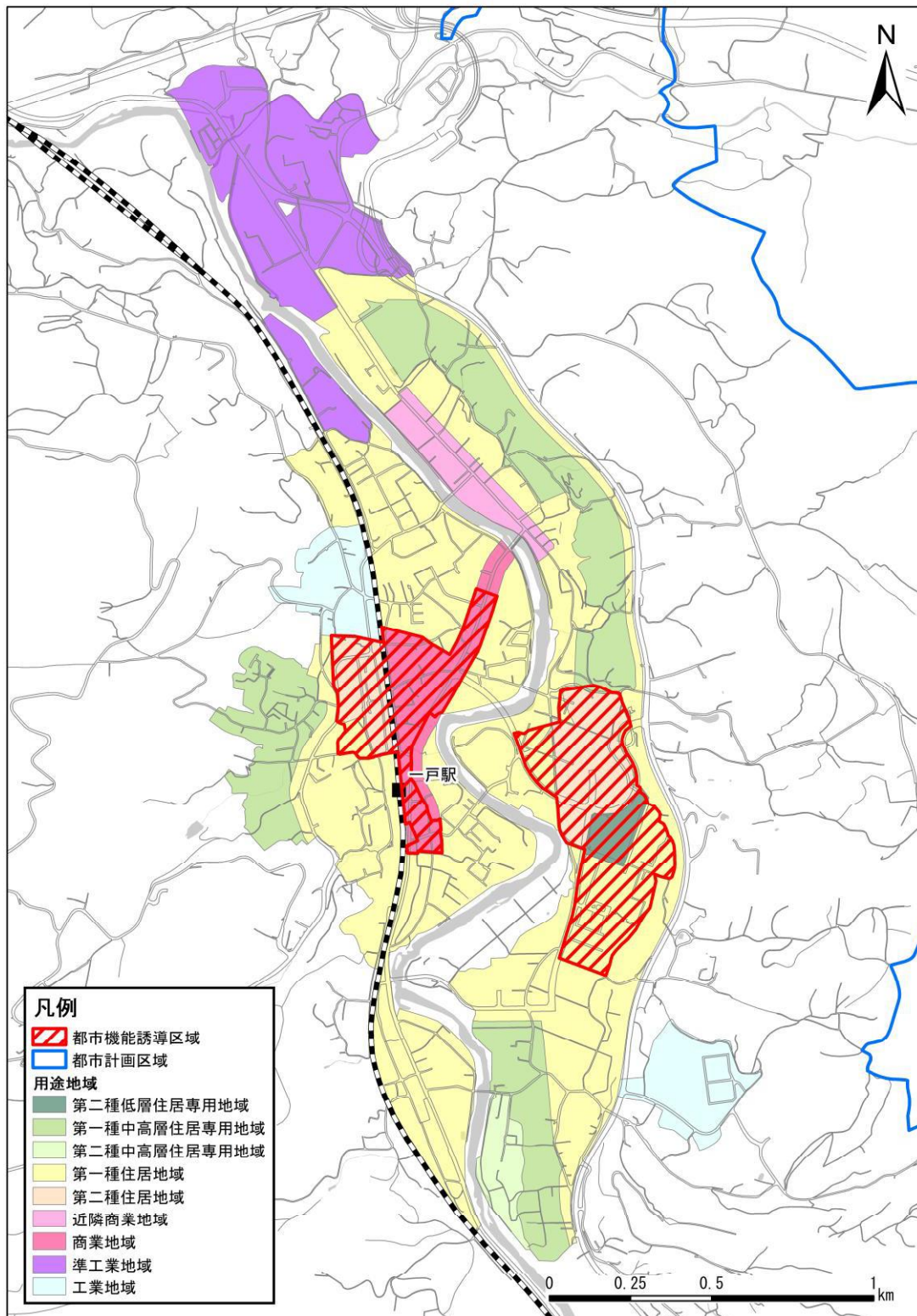


図 都市機能誘導区域と建物の重ね合わせ（拡大図）

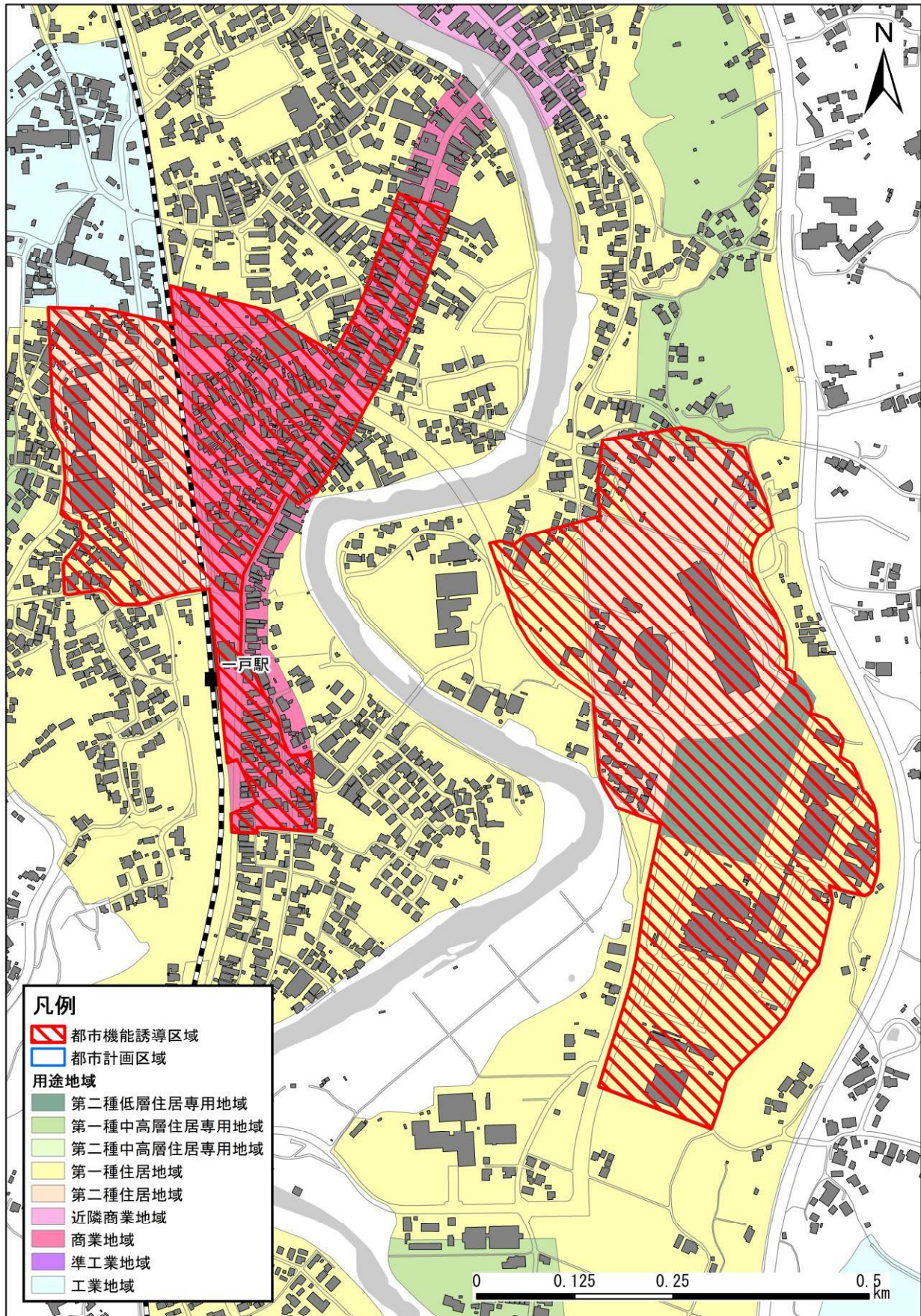
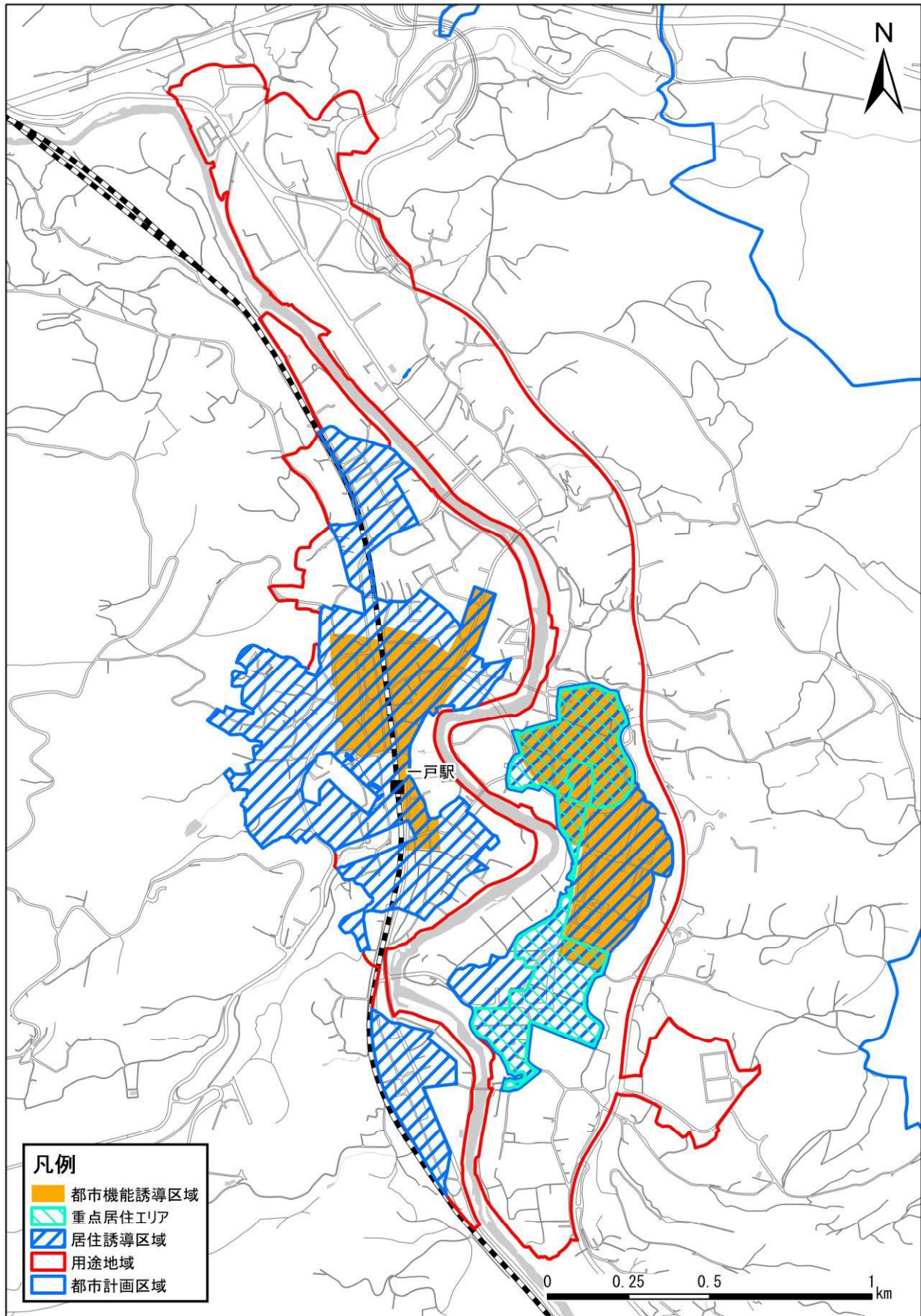


図 都市機能誘導区域（居住誘導区域、重点居住エリアとの重ね合わせ）



# 第7章 誘導施設の設定

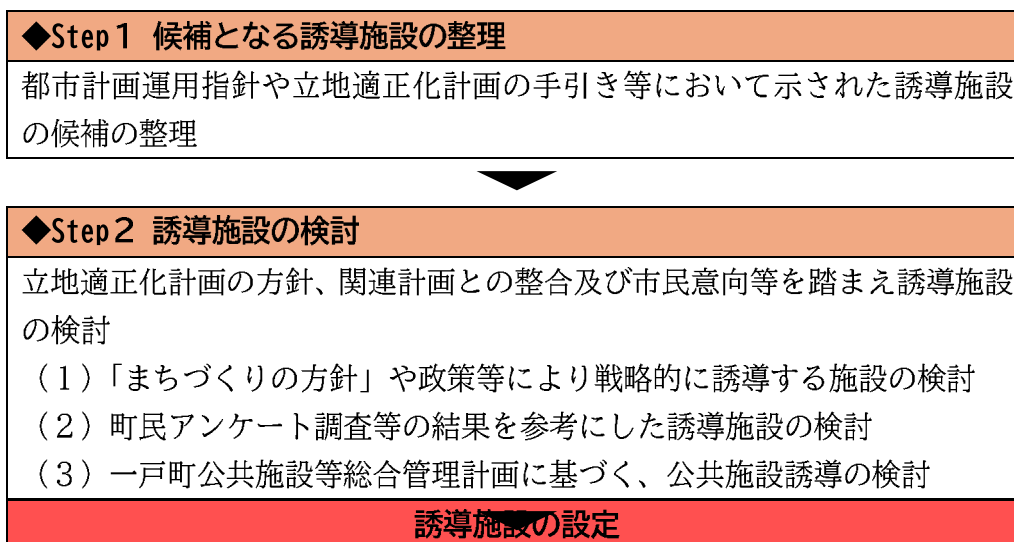
## 第1節 誘導施設の基本的な考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能施設を設定するものであり、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を位置づけ、その維持や充実を図るものです。必要な施設については、拠点の規模によっても異なることから、拠点の種類ごとに想定される施設のイメージが立地適正化計画の手引きに示されています。

一戸町においても、各拠点の人口や現在の施設の充足状況等は異なることから、各拠点に必要な施設規模に留意しながら、誘導施設を整理します。

## 第2節 誘導施設の設定

誘導施設の設定に際しては、以下の手順で検討を行います。



## 【Step 1】候補となる誘導施設の整理

都市計画運用指針や立地適正化計画の手引き等において示された誘導施設は、以下のような施設です。

<p>●都市計画運用指針において想定されている誘導施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設</li> <li>・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設</li> <li>・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設</li> <li>・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p style="text-align: center;">出典：第13版 都市計画運用指針（国土交通省、令和7年3月）</p>
---

表 立地適正化計画の手引きにおいて想定される誘導施設のイメージ（地方中核都市クラスの都市）

機能	中心拠点	地域・生活拠点
行政機能	<p>■中枢的な行政機能</p> <p>例：本庁舎</p>	<p>■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等</p> <p>例：支所、福祉事務所等の各地域事務所</p>
介護福祉機能	<p>■市町村全域の住民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</p> <p>例：総合福祉センター</p>	<p>■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能</p> <p>例：地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン等</p>
子育て機能	<p>■市町村全域の住民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能</p> <p>例：子育て総合支援センター</p>	<p>■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能</p> <p>例：保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館等</p>
商業機能	<p>■時間消費型のショッピングニーズ等、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能</p> <p>例：相当規模の商業集積</p>	<p>■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能</p> <p>例：延床面積●㎡以上の食品スーパー</p>
医療機能	<p>■総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能</p> <p>例：病院</p>	<p>■日常的な診療を受けられることができる機能</p> <p>例：延床面積●㎡以上の診療所</p>
金融機能	<p>■決済や融資等の金融機能を提供する機能</p> <p>例：銀行、信用金庫</p>	<p>■日々の引き出し、預け入れなどができる機能</p> <p>例：郵便局</p>
教育・文化機能	<p>■住民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能</p> <p>例：文化ホール、中央図書館</p>	<p>■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能</p> <p>例：図書館支所、社会教育センター</p>

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省 都市局 都市計画課、令和7年4月改訂）

## 【Step2】誘導施設の検討

以下の（１）～（３）の視点に基づき、誘導施設の検討を行います。

### （１）「まちづくりの方針」や政策等により戦略的に誘導する施設の検討

本計画が目指すまちづくりの理念や方針、骨格構造を実現するため、現状の機能集積状況を踏まえ、各拠点が果たすべき役割を基に施設を設定します。

### （２）町民アンケート調査等の結果を参考にした誘導施設の検討

町民アンケート調査及び中学生アンケート調査の回答結果を参考に、各拠点に求められる機能を整理し、町民ニーズを考慮して誘導施設の検討を行います。

各地域の拠点では、食料品や日常的な買い物をする店舗、病院・診療所等の医療施設や福祉施設が必要な施設として上位となっています。

上記施設に加え、各拠点では次の施設も上位となっています。

#### ・中心拠点

飲食店

公園や広場

コンビニエンスストア など

#### ・地域拠点

町民農園・町民菜園などの施設

スポーツ施設や運動場 など

### （３）一戸町公共施設等総合管理計画に基づく、公共施設誘導の検討

一戸町公共施設等総合管理計画においては、現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながら、全庁的かつ長期的な視点に基づき、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設等のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び取壊し等）により、「供給量の適正化」が図られています。

図 都市機能誘導区域内の誘導施設の立地状況

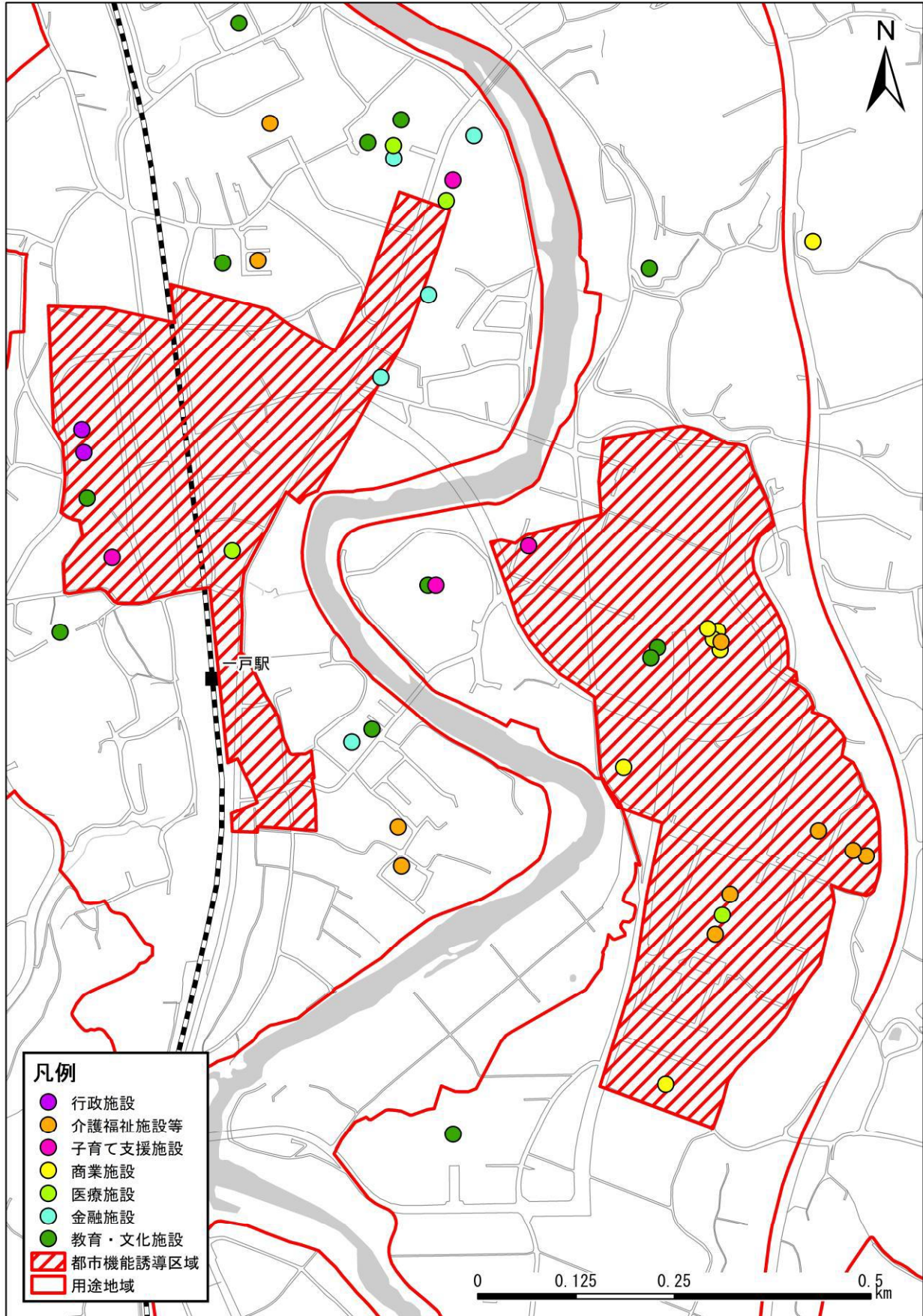


表 都市機能誘導区域内に立地する都市機能施設一覧

分類	名称	備考
行政施設	一戸町役場	
行政施設	一戸地区センター	
介護福祉施設等	総合保健福祉センター	
介護福祉施設等	株式会社結愛サービス公社	
介護福祉施設等	慶寿園プラザ ぽかぽか	
介護福祉施設等	一戸町特別養護老人ホーム	
介護福祉施設等	一戸町有料老人ホーム	
介護福祉施設等	LET'S GOここプロ	
子育て支援施設	いちのへじょうもの里こども園	
子育て支援施設	子育て支援ひろばのびのび	
商業施設	イコオショッピングセンター	
商業施設	ジョイス一戸店	
商業施設	ファミリーマート／一戸砂森店	
商業施設	薬王堂／岩手一戸店	
商業施設	スーパードラッグアサヒ一戸店	
商業施設	ホームセンターかんぶん一戸店	
医療施設	岩手県立一戸病院	
医療施設	いちのへ内科クリニック	
金融施設	東北銀行一戸支店	
教育・文化施設	一戸町立図書館	
教育・文化施設	一戸地区センター体育館	
教育・文化施設	コミュニティセンター	

### 第3節 誘導施設

これまでの検討を踏まえ、誘導施設を以下のとおり設定し、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設を位置づけ、その維持や充実を図ります。

#### 【誘導施設配置の考え方】

- ：すでに立地しており、今後も機能を維持しつつ、必要に応じて立地を図るべき誘導施設  
 ★：現時点で立地はしていないが、今後立地を図るべき誘導施設

誘導施設		定義	配置の考え方
概要・分類	一般的な名称		
行政機能	町役場	・ 地方自治法第4条第1項に規定する事務所	○
介護福祉機能	総合保健福祉センター	・ 社会福祉法第14条に規定する施設	○
	地域包括支援センター	・ 介護保険法第115条の46第1項に規定する施設	○
	通所介護施設	・ 介護保険法第8条第7項に規定する施設	○
	デイサービス施設	・ 老人福祉法第5条の2第3項に規定する施設	○
子育て機能	地域子育て支援センター	・ 子育てについての相談、情報の提供その他援助を行うとともに、乳幼児又はその保護者が相互に交流を行う場所を提供する施設	○
	認定こども園	・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設	○
	児童館・学童クラブ	・ 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設	★
商業機能	商業施設	・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗（共同店舗・複合施設等を含む）の用に供される床面積が1000㎡を超える店舗 ・ 住民の日常生活に必要な生鮮食品や日常雑貨等多数の品種を扱う小売店舗	○
医療機能	病院	・ 医療法第1条の5に定める「病院」で内科または外科を有するもの	○
金融機能	銀行・信用金庫・郵便局・農業協同組合等の金融機関	・ 銀行法に基づく金融機関 ・ 信用金庫法に基づく金融機関 ・ 日本郵便株式会社法に基づく金融機関 ・ 農林中央金庫法に基づく金融機関	○
教育・文化機能	図書館	・ 図書館法第2条第1項に規定する施設	○
	体育館	・ 競技用床面積132㎡以上の施設	○
	地区センター・コミュニティセンター	・ 地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の活動拠点として、教育、文化、スポーツ、地域交流等の都市活動、コミュニティを支えるため町が設置する施設	○

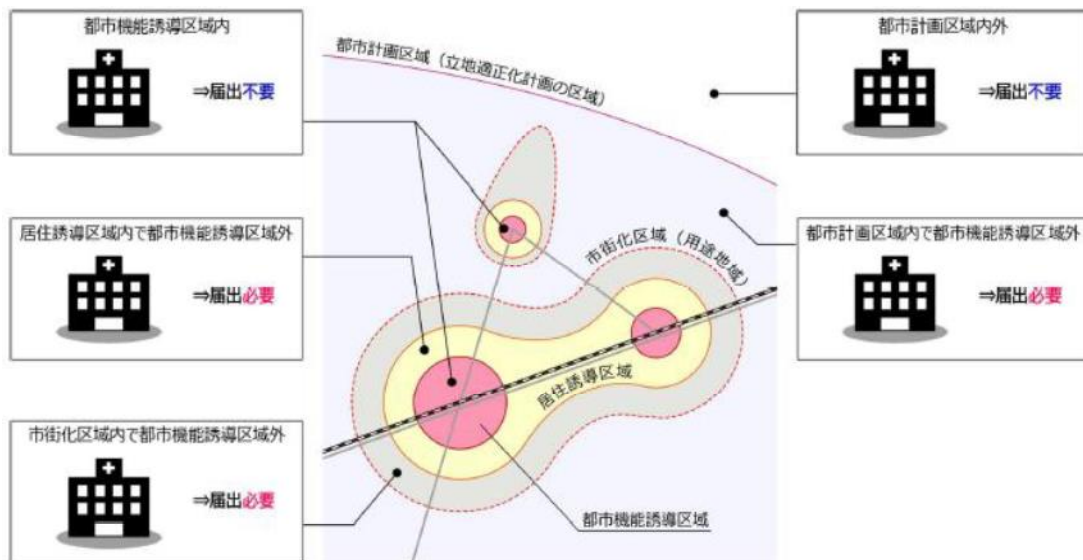
【都市機能誘導区域に関する届出について】

都市機能誘導区域に関する届出は、市町村が都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するための制度であり、都市機能誘導区域を除く立地適正化計画の区域内で以下の行為を行おうとする場合には、開発行為等に着手する 30 日前までに市町村への届出が義務づけられます。

■届出の対象

開発行為	開発行為以外
○誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■届出の対象例（病院が誘導施設となっている場合）



出典：立地適正化計画作成の手引き【基本編】（国土交通省、令和7年4月改定）

## 第8章 誘導施策

居住誘導区域への定住促進や、都市機能誘導区域への都市施設の誘導を図るために、国による支援措置の活用を検討しながら、一戸町独自の誘導施策を進めます。

### 第1節 法に基づく施策

- ・都市機能誘導施設の届出制度

都市再生特別措置法に基づく届け出制度により、都市機能誘導区域外における誘導施設の開発等の動きを把握します。

これにより、都市機能誘導区域内への都市機能誘導施設の立地の維持と誘導を図ります。

- ・都市計画制度の活用

都市における土地利用コントロールを適切なものとするために、引き続き都市計画制度の適正な運用を図り、無秩序な市街地の拡散を抑制します。

必要に応じて、都市機能誘導施設の立地を誘導するために地区計画等の都市計画制度を活用し、コンパクトなまちづくりの維持と推進を図ります。

### 第2節 国による支援措置

国による支援措置のうち、代表的なものを以下に示します。今後一戸町においてコンパクトなまちづくりを推進する際には、これらの支援措置の適用を検討していきます。

- ・都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

市町村などが行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業です。

- ・都市構造再編集中支援事業

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者などが行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共施設の誘導・整備、防災力強化の取組などに対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

- ・都市再生整備計画事業（防災・安全交付金）

災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画などに基づき市町村などが行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする事業です。

- ・まちなかウォークラブル推進事業（社会資本整備総合交付金・補助金）

都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間へと転換するまちなかの歩ける範囲の区域において、街路・公園・広場の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業です。

- ・優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）

市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を国が支援することで、公共の福祉に寄与することを目的とする事業です。

- ・住宅市街地総合整備事業

既成市街地において快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行う事業です。

## 第3節 一戸町が進める誘導施策

立地適正化計画に基づく支援策の活用や良好な市街地環境を整備することで、居住誘導区域へ居住の誘導を図ります。

### 1. 移住・定住の促進

居住誘導区域への居住の緩やかな誘導により、コンパクトな市街地の形成を図ります。

- ・移住希望者への支援

- ①移住希望者が望む仕事や住居などの情報を容易に収集できるように、ホームページの充実を図るほか、関連サイトの積極的活用など効果的な情報発信を検討します。
- ②移住希望者が一戸町を訪れる機会を増やすために、移住体験住宅や一戸夢ファームなどの町内資源を活用した支援制度を継続して進めます。
- ③継続した支援や、多様なニーズに対応できるよう、行政や町民、企業、関係団体等が連携する協議の場を設定します。

- ・定住に向けた支援

- ①居住誘導区域に宅地整備を検討します。
- ②居住誘導区域へ移住した場合の補助制度を検討します。
- ③移住者が必要に応じて気軽に相談できる体制を整備します。
- ④町内の住宅情報を可視化するため、不動産事業者や建築事業者などと連携した空き家バンクを継続して進めます。
- ⑤鉄道を利用した通勤や、テレワークなどによる一戸町らしいライフスタイルを実現するため、必要な支援や設備を整備します。

## 2. 拠点の特性や魅力を高める施策

拠点周辺の魅力や集客力の向上を図るなど、拠点の特性を高め、民間の開発を誘導します。

- ・魅力ある商店街づくり
  - ①市日やまちなか交流館、萬代館など残すべき中心商店街の特色を活かした賑わいづくりを促進するために、各種イベントを開催します。
  - ②賑わいのある商店街づくりを推進するために、御所野遺跡や今後整備予定の道の駅を訪れる方々を誘導する取組を行うとともに、情勢や消費者ニーズに対応した利便性向上による販売機会の拡充を図ります。
  - ③商店街の機能を強化するために、商工会と連携し、空き店舗の活用などの研究を行います。
  
- ・町内企業の体質強化と企業立地満足度の向上
  - ①企業の競争力強化と、他社との差別化を図るために、企業支援補助金の充実と情報提供及び相談活動を行います。
  - ②町内企業の立地満足度を向上させるために、既立地企業との関係性づくりを行い、新たな企業立地に繋がる取組を行います。
  
- ・雇用対策の充実
  - ①町内企業の求人に対して人材確保が困難となってきたため、企業PR事業を実施及び協力します。
  - ②企業認知度の向上と新卒者の地元就職を促進するため、町内の中学生や二戸管内の高校生及び各種学校等の学生へ町内企業のPRを行います。
  - ③UIJターン者に対する町内企業への就職の促進を図るために、企業の求人ニーズの把握と、企業の魅力や情報を発信します。
  - ④従業員の多様な働き方の実現のため、関係機関及び企業等が連携し情報を共有する機会を創出します。
  - ⑤起業を促進するために、商工会と連携を図り相談体制を構築するとともに、支援に関する情報を提供します。
  
- ・「道の駅」の整備と運営組織の設立
  - ①御所野遺跡を訪れる町来訪者をもてなすために「道の駅」整備を進めます。また、「道の駅」は観光情報の発信、特産品の販売など、一戸町の観光や産業の要となることから、運営組織の設立についても検討します。
  - ②「道の駅」を観光の拠点に位置づけ、町内外の周遊の造成と統一された観光案内板等の整備を進めます。

### 3. 公共交通の充実

町内の各拠点を連携する公共交通の充実や地域の一体化、利便性の向上を図ります。

#### ・鉄道、バス交通の充実

- ①バス、鉄道、デマンド交通により一体的に交通網を結び、効率的な移動を可能とするとともに、  
特にも、日常的に公共交通を利用する高齢者及び通学生の利用負担の軽減を図ります。
- ②鉄道で栄えた町にあり、地域の鉄道を守り育てていくマイレール意識その他鉄道に対する愛着  
を醸成するために、多くの町民が関わる町並行在来線利用促進協議会の活動を継続支援します。